

# 島津氏一門家の成立

—越前(重富)島津家を中心に—

林 匡

はじめに

重富とは、現在の鹿児島県始良郡始良町西南部に位置した薩摩藩の外城の一つで、元文二年(一七三七)に再興された越前島津家の私領である。越前(重富)島津家は、薩摩藩武家社会において藩主・島津氏本宗家に次ぐ家格である、一門家の筆頭に位置付けられた。

越前(重富)島津家は、島津氏(当初は惟宗姓)初代忠久の二男忠綱にはじまり、一五代忠長で断絶したとされる越前島津家跡を継承・再興する形でたてられるが、その際には越前島津家が代々伝えてきた系図や文書が拠り所とされた。現存する越前島津家文書(国立歴史民俗博物館所蔵・重要文化財)中、中世の文書・系図は近世中期までに九巻の卷子に仕立てられている。これら越前島津家相伝の文書・系図は、近世初頭に新城島津家へ伝えられ、同家から数度藩に提出された後、藩記録所が保管、越前島津家再興に当たり、島津吉貴(第四代藩主)庶子の壮之助(忠紀)<sup>2)</sup>への篤蔵が命じられる。また再興以後の近世文書は、明和四年(一七六七)一月まで、具体的には吉貴から壮之助(忠紀)が越前島津家跡の相続者とされた元文二年三月一八日から、忠紀が死去し(明和三年六月五日)、嫡子忠救(明和元年九月一日生)が家督相続する時期まで

の文書である。本稿では中世の越前島津家伝来の文書・系図を「越前島津家文書」、近世文書は「越前島津家文書」近世分と示す。

越前島津家跡の相続・新たな一門家の成立は、中世に断絶した家が、相伝の系図や文書をもとに再興された事例として注目される<sup>3)</sup>。しかも近世前期にこの「越前島津家文書」を保持したのは、島津義久の血統を受け継ぐ新城島津家であり、同家もまたこの文書を拠り所として越前島津家跡の継承を主張した歴史があった。

新城島津家の願いは実らず、元文二年三月一八日に当時の藩主・島津継豊の異母弟壮之助が越前島津家跡を相続することになり、一万石の所領を与えられ、その地は中世の由緒に基づき、越前国の地名をとり重富と名付けられた。この越前島津家再興の事例と格式は、同じく吉貴の庶子・三次郎<sup>4)</sup>をして、中世に断絶した和泉家を再興させ一門家とする際の先例とされた。本稿では、まずこの越前島津家跡再興について、中世文書の南九州への伝来、近世初期の島津氏本宗家と垂水・新城島津家をめぐる家督相続の問題<sup>5)</sup>、「越前島津家文書」と越前島津家跡の相続、一門家の家格の設定と私領重富の成立過程を取り上げて、個々に検討する。また併せて、越前(重富)島津家の成立とほぼ同時期に再興が決定された、和泉(今和泉)家の事例などを取りあげ、当時藩政に復帰していた

吉貴の意図や背景についても考察する。

## 第1章 越前島津家の興亡と「越前島津家文書」の伝来

### 第1節 越前島津家―播磨の有力国人として

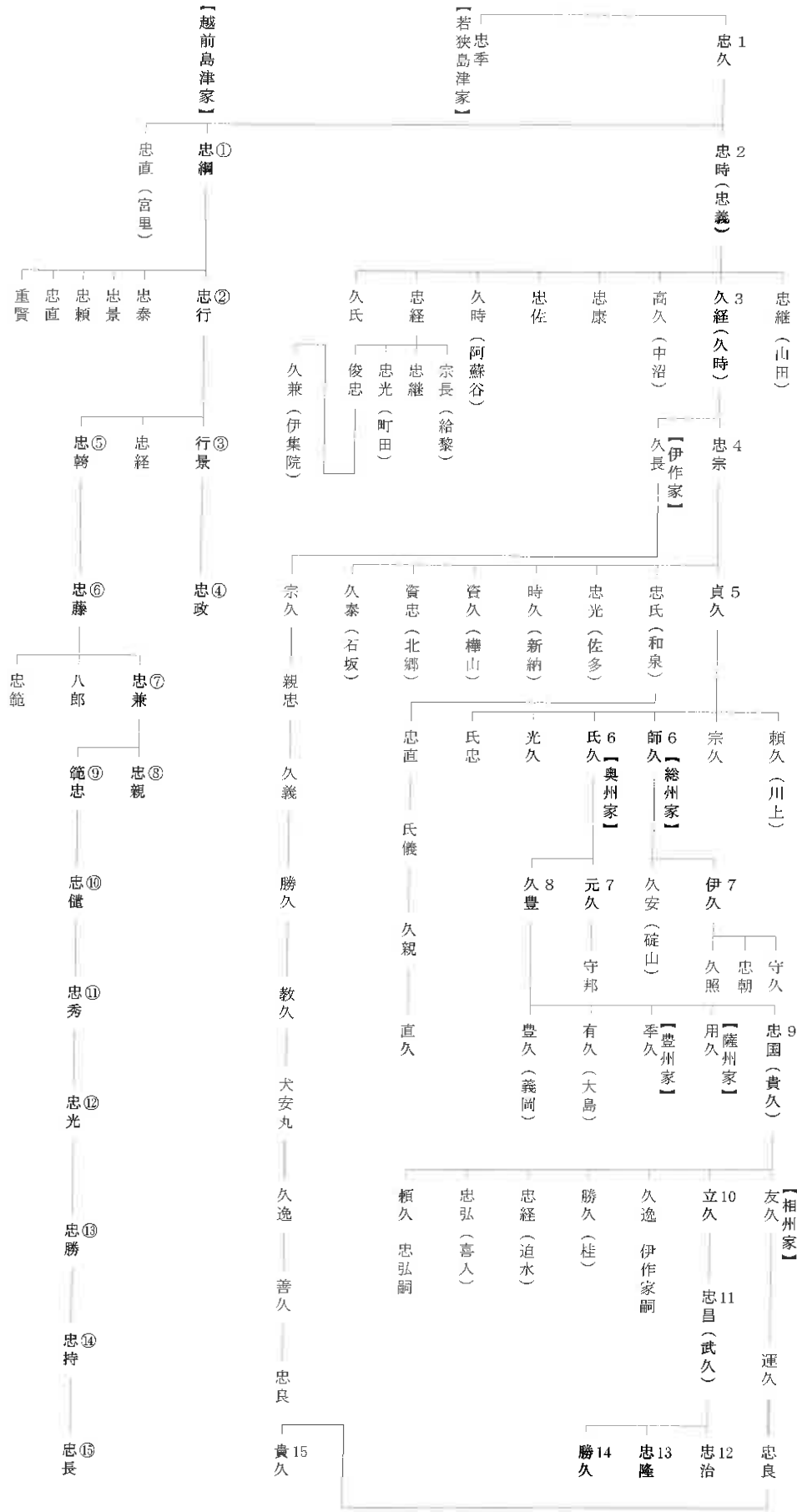
越前島津家の祖・忠綱と鎌倉前期の島津氏について概略を示す。元暦二年（一一八五）に源頼朝から島津荘下司職に任じられ、建久八年（一一九七）一二月には薩摩・大隅国守護職の地位についた忠久は、建仁三年（一二〇三）に起こった比企氏の乱に連坐、薩摩・大隅・日向国守護職および島津荘惣地頭職を奪われる。その後元久二年（一二〇五）に薩摩国守護職は回復され、建暦三年（一二二三）の和田合戦では北条氏に味方した論功行賞として、同年五月に甲斐国波加利新荘を与えられ、七月には島津荘薩摩方惣地頭職に還補された。承久三年（一二二二）、後鳥羽上皇が鎌倉幕府を倒そうとして敗北した承久の乱の前後、忠久は五月に信濃国太田荘地頭職・越前国東郷荘地頭職を与えられている。上皇方の越前国守護大内惟信は没落、七月に忠久が越前国守護職に補任された。越前島津家の祖・忠綱はこの越前国守護代とされる。忠久の同母弟で若狭国守護・忠季が討死したため、同国守護職は忠時に与えられ、島津氏が北陸道の西部を押さえた。忠時は同年八月二五日付で越前国足羽郡生部荘・久安保重富地頭職に補任され、忠久の死去に前後して嘉禄三年（一二二七）一〇月には越前国守護職も譲られた。但し、忠時が越前国守護職にあった時期は短期間だった。安貞二年（一二三八）には後藤氏に替わり、生部荘・久安保重富地頭職も仁治三年（一二四二）二月に和

泉国和田郷地頭職と交替される。

島津忠綱の名は、文暦二年（一二三五）年、地頭代官による揖宿郡司平忠秀以下親類・所従の殺害事件を理由に改易された、薩摩国揖宿郡地頭としてみえるが、越前国における具体的活動は不明である。「東鑑」には、嘉禎二年（一二三六）から弘長元年（一二六一）頃にかけて、鎌倉将軍（藤原頼経・頼嗣、宗尊親王）近くに仕えたことが記されている。また近世の藩の記録所関係の記録には、その末流に水津・早良・栗屋・細江・細路木・大野・河北などがあつたと記す<sup>1)</sup>。島津氏初祖忠久から一五代貴久、及び越前島津家初代忠綱から一五代忠長までを示す。【系図1】

中世の越前島津家については、弘安六年（一一八三）八月日付沙弥行照解から、忠綱の妻（越後局）が父親から譲られた、播磨国下揖保荘地頭職が越後局から子の忠行に相続され、忠行の二人の子供が同職をめぐり争ったことが知られているように、文書からはその活動が越前国から播磨国に移っていく。「越前島津家文書」の半数近くは、忠行の曾孫・忠兼に関する文書である。忠兼は尊氏に対する軍忠により、播磨国布施郷の諸職などを与えられている。忠兼は尊氏に直属したと考えられており、赤松氏とは当初臣従関係にないが、忠兼は赤松則村（円心）の軍事指揮下にあつた。後に越前島津家は播磨の有力国人として赤松氏に属し、以後赤松氏が嘉吉の乱や応仁・文明の乱で盛衰したように、越前島津家の活動にも盛衰があつたと推測されている。二五代忠長は戦国時代の天文三年（一五三四）八月二六日の朝日山合戦で敗死、同家は没落していく<sup>2)</sup>が、その後も一族は播磨国に残った。薩摩藩は越前島津家再興に際し、元文元年から三年頃にかけて播磨国揖保の地域で現地調査を実施してい

【系図1】



(1)~(15)は島津氏本宗家歴代、①~⑫は越前島津家歴代数を示す

\* 『島津氏正統系図』(島津家資料刊行会発行)・『新編島津氏世録正統系図』(東京大学史料編纂所蔵) 参照

る。

「越前島津家文書」を近世前期に所有していた新城島津家の相伝文書中には、越前国との関係をうかがわせる応永五年（一三九八）の文書が<sup>10</sup>残されており、越前島津家がその本拠を播磨国に移した後も、何らかの形で越前国との関係をもっていた可能性を示している。

## 第2節 もたらされた「越前島津家文書」と新城島津家

### (1) 「越前島津家文書」の伝来

越前島津家相伝の系図や文書はその後南九州の地に渡る。詳しい経緯は不明とするしかないが、豊臣政権に屈服した島津氏一六代義久が、天正一六年（一五八八）に京都滞在をまかなうため摂津国と揖保付近を含む播磨国の計一万石を与えられたことは、播磨の（越前）島津家との繋がりをもつ一つの契機となったと考えられる。またはそれ以前からの播磨国との交流・由縁の可能性も否定できない。播磨国のこれらの所領は、文禄三年（一五九四）一〇月に一旦収公され、翌年播磨の検地の終了後に島津義弘（義久同母弟）に増加して与えられる。

所伝では、越前島津家は天正三年、忠之（忠長の子）が青山合戦で討死し、その妻が下揖保荘に幼児と隠れ住んだが、家の断絶を嘆き、後にその再興を意図して薩摩へ系図・文書を持ち下向したとされ、別の記録には、寛永年中（一六二四～四四）に、大隅国鹿屋の寺家へ持ち越されたと伝えられる。「越前島津家文書」はこの際に移動したわけだが、越前島津家の移動に関して興味深い存在が薩摩の赤松氏である。

播磨・備前・美作の守護赤松氏は、嘉吉の乱で一時没落し、応仁・文

明の乱を契機に勢いを盛り返したが、戦国期に嫡流や有力一族は断絶した。しかしその一流は、南九州に至り島津氏の家臣となったと考えられる。「薩陽武鑑」<sup>12</sup>の赤松氏略系譜には、赤松満祐の嫡男教康が嘉吉の乱で伊勢下向後、さらに日向に下り、松山に住んだとある。同様の記述は「本藩人物誌」<sup>13</sup>にもみえるが、むろんそのまま信用はできない。「薩陽武鑑」の略系譜では、教康の曾孫に当たる義季の養子に、頼娃の鮫島氏から義隣が入り、その子が新之丞（次郎右衛門）則春、孫が甚右衛門則茂となる。近世前期、則春は用人として、また則茂は江戸留守居として元禄国絵図調進に関わるなどの活動が確認できる。<sup>14</sup>則茂の養子則正は家老職に就き、同家の家格は上級家臣（寄合）に属した。

余談になるが、薩摩の赤松則春・則茂父子が用人や江戸留守居として活動した時期は、元禄国絵図作製をめくり島津家の由緒が幕府側（大学頭林信篤）にも取沙汰された時期であった。その際に島津家に指南した人物が旗本石野八兵衛雅植（赤松範恭）であったことと、赤松氏が用人や江戸留守居に登用されたことは、あながち無関係ではないと考える。<sup>15</sup>石野氏が赤松嫡流を自負し、かつ元禄一四年（一七〇一）一二月二七日付島津吉貴宛の書状において、「末々一族とハ甚右衛門儀者違申」としたように、薩摩の赤松氏が満祐の子孫家として特別視されていることは、同時期の赤松甚右衛門則茂への島津忠守二男又十郎養子成の件や江戸詰役人の出自・系譜の問題などと併せて興味深い。

元禄八年の赤松則春の覚書を基に、同一四年に記録所へ則茂より提出された書付に対し、記録所の吟味内容までを一括して収める赤松家由緒書<sup>16</sup>には、中世以来の島津家と赤松家の関係における越前島津家の存在が強調されており、また赤松則春と石野雅植の関係もうかがえ、興味深

内容である。赤松家が没落した際に「島津周防守殿御一家（越前島津家）同道<sup>二</sup>而志布志<sup>二</sup>着岸仕、松山之内中島と申所<sup>二</sup>三代罷居候、（中略）今以松山之衆其通存知之人多候」と記されており、「薩陽武鑑」「本藩人物誌」の記述がこの由緒書の趣旨により記述されていることがうかがえる。しかし由緒書に対して当時の記録所も判断に迷いながら、提出される度に相違する点を指摘し「本家<sup>二</sup>而無之<sup>二</sup>」と結論付けている（注19）。

この伝承に関して、野辺少左衛門宛の赤松則春書状<sup>20</sup>は興味深い内容である。同文書によれば、かつて日向南部の要港串間を拠点とした有力国人野辺氏の子孫で志布志に住む野辺少右衛門が、串良<sup>21</sup>に赴いた赤松則春を訪ね、その際に赤松氏の先祖が櫛間院（串間）へ下ったことを話したとある。勿論伝承の域をでるものではなく、渡来先も志布志ではない。かつて足利將軍家と島津家の間にあつて取次役を勤めた赤松氏の一族が、南九州の島津氏を頼つて下向したと、当初日向南部に至ったこと、薩摩の赤松家の下向と越前島津家関係者の下向に、何らかの関連があることが推測されるのみである。

## （2）垂水島津家と新城島津家

「越前島津家文書」がその後どのようなにして、島津氏有力庶家の新城島津家の所有に至ったかという点も、実は曖昧である。新城島津家と「越前島津家文書」について検討しよう。

近世前期、鹿屋<sup>22</sup>の地を知行したのは、垂水島津家彰久<sup>23</sup>に嫁した、義久の二女新城と嫡子信久<sup>24</sup>（忠仍・久信）である。文禄の役に出陣した彰久は新城・信久妻子を残して文禄四年（一五九五）七月五日に陣没し、義久の血統を受け継ぐ信久が家督を継承する。参照のため、新城島津家を

はじめとする、近世前期の島津氏略系図を示す。【系図2】

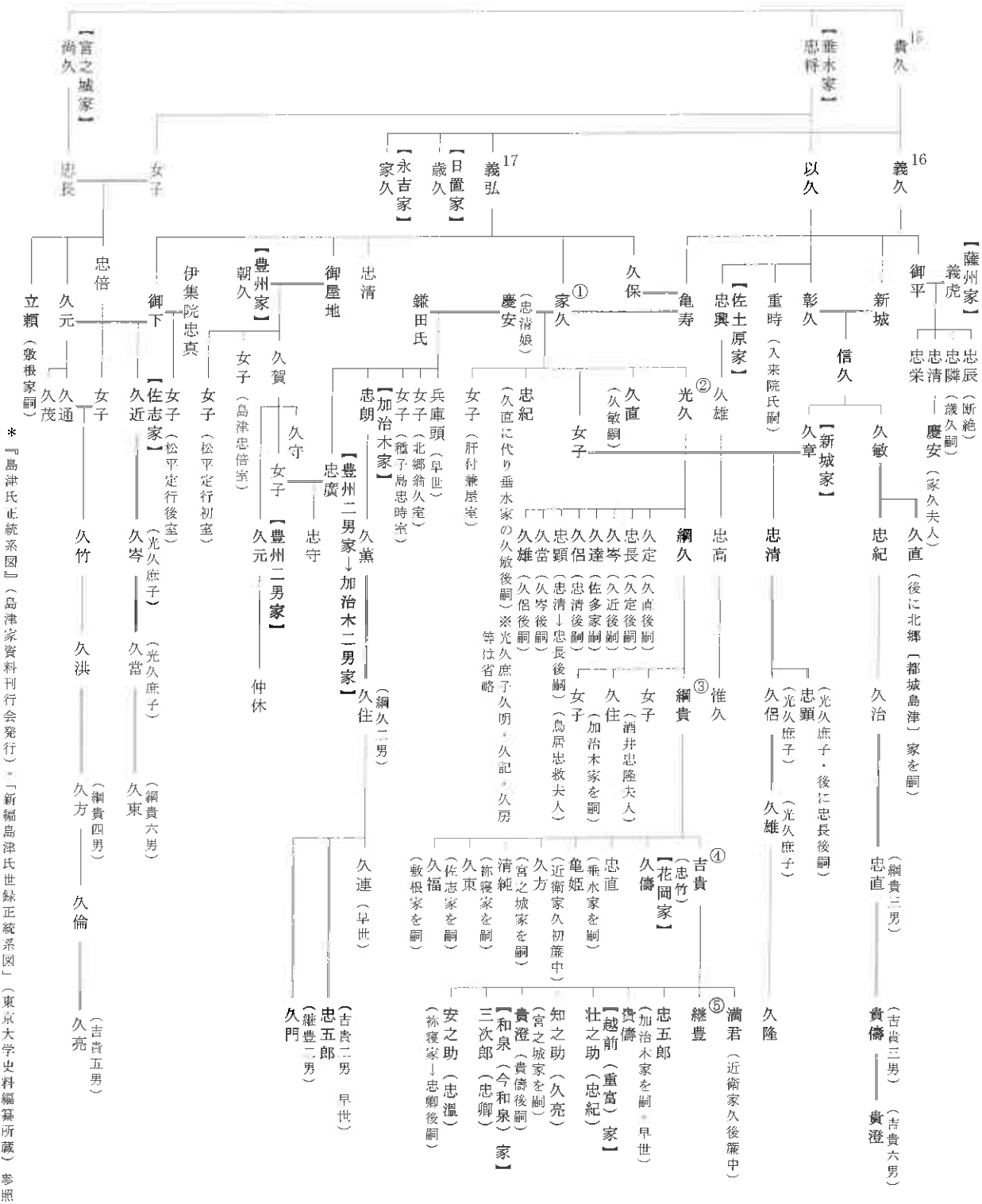
義久の血統を受け継ぐ信久及び嫡子久敏（久章の兄。慶長七年生）と、義久の三女亀寿を妻としながら実子に生まれなかった島津氏一八代・初代藩主家久との間は緊張関係にあつた。慶長一六年（一六一一）一月二日の義久死去の前後には、二度にわたり垂水島津家は家久に従うことを誓わされている。

この後、久敏は寛永元年（一六二四）一月一三日に江戸において早世、久信には元和二年（一六二六）四月五日生、寛永六年元服を済ませた二男久章（四男、兄二名は早世）がいたが、久敏の養子は家久四子で光久（二代藩主）同母弟の忠直（久貞・久直。元和三年一月二日生）とされ、忠直は寛永六年鹿兒島屋敷を拝領、同年初めて垂水第に入る<sup>26</sup>。信久は寛永一四年五月に死去したが、当時から毒殺の風聞があつた。一方新城の所領三千七百石をもとに、久章を祖として新城島津家がたてられる。久章は家久の娘（光久同母妹）を室に迎え、二人の間には寛永一六年一〇月二六日に嫡子又助（忠清）が生まれた。そして時期は不明ながら、この忠清の代までには、新城島津家に越前島津家文書が格護（所藏・保管）されたのである。

久章は、又助誕生の後、島津氏一九代・二代藩主光久の襲封謝礼の使者として江戸へ出府したものの、その任を果たせず帰国、寛永一七年五月一七日に滞在中の京都三条の宿から出奔する。七月一〇日に高野山に現れた久章は説得されて帰国、川辺の宝福寺<sup>28</sup>に幽閉された。久章はこの行動について、父が毒害に会いながら原因追及もないことなどを「子としてハ遺恨ニ存<sup>29</sup>」たと述べている。久章は帯同させていた系図入の箱を出奔の際に持ち出している。この一件直後、新城は九月二二日付の

【系図2】

(15) (17) は島津氏本宗家歴代、①②③④は藩主の代敷、二重線は婚姻・養子関係を示す



\*『島津氏正統系図』(島津家資料刊行会発行)、『新編島津氏世録正統系図』(東京大学史料編纂所蔵)参照

伊勢貞昌宛書状<sup>31</sup>において、信久毒殺の前後の事情をあげて久章を弁護し、また知行の没収も迷惑であり、信久生前より義久から相続した知行は全て養女（家久娘・久章室）分とするつもりだったとして、「龍伯（義久）様より被下來候知行、不残御いもと様へ進上申、女養子と申定候得共、小高<sup>三</sup>諸事不調候条、御知行なと被下候ハ、相添、諸事相続候様にと相模（信久）兼々被申置候間、如其菊千代丸（又助・忠清）様を可被召立由、御いもとさまへ御内談申様ニ候」と伊勢忠昌に依頼している。新城家の存続について、久章室の役割が期待されていたこともうかがえる。

新城は、自身の知行を久章室の化粧料千石と併せて、幼い曾孫忠清への行く末と家の存続を願いながら、寛永一八年八月一五日に隅州新城の地に死去した。そして久章室も、正保二年（一六四五）五月一〇日に死去する。この年一二月に久章は遠島とされ、宝福寺から移された谷山の清泉寺で闘争事件に関わり、同月一日に非業の最期を遂げる。

このため新城島津家は一時断絶後するが、遺児忠清が垂水島津家の二男家として、母（家久娘）の遺領を相続して新城島津家の再興を許されることになる。寛文二年（一六六二）五月一七日の忠清死去後は、本宗家から初め光久の庶子忠顕（寛文二年に辞去して北郷家を相続）、次に同じく光久庶子の久侶が忠清後嗣として入り、久侶が死去した後は再々度光久庶子の久茂（久倫・久雄）が入る。

この島津氏本宗家子弟による養子成は垂水島津家も同様であり、寛永一一年五月、家久の命で忠直（久直）が都城の北郷家を相続したため、その実弟・忠紀が久敏猶子とされ垂水島津家を相続した。寛永年間には本宗家の光久同母弟が続けて垂水家の養子に入ったのである<sup>32</sup>。ただ、新

城と信久が、おそらくその死去するまで鹿屋の知行に関わっていたことも事実である<sup>34</sup>。また忠顕・久侶・久茂（久雄）共に鹿屋地頭を命じられており、藩の直轄後も一八世紀初までの間、鹿屋の地に新城島津家はなお深く関わっていた<sup>35</sup>。

### （3）島津家の女性と知行

近世初期の島津氏は、本宗家の家督をめぐって不安定な政治状況にあった。慶長一六年（一六一二）正月の島津義久死去後の家督継承で問題とされたのは、その血統を受け継ぐことであった。家久の正室龜寿に実子がなく、義久二女・新城の系統である垂水・新城家は有力な継承者だった。結局光久<sup>36</sup>（義久長女・御平の子である島津忠清の娘を母とする）が元和八年（一六三二）に龜寿の養子となり家督相続者とみなされたが、これらのことから、近世初期の武家相続では直系の相続が重視されていたことを示している。

義久長女御平・二女新城・三女龜寿には、それぞれ知行地が認められる。慶長二年六月九日付で義久から龜寿に対して五千石が与えられ、同四年二月二〇日付で義弘からも五千石、さらに同五年一月七日付で義久から二千七百石余が与えられている。元和六年五月、新城に対して肝付郡高隈の高千石が与えられ、また義久晩年の慶長一五年一二月二八日にも大隅国曾於郡の湊村の高四九五石余が与えられている。推定寛永一三年（一六三六）一〇月一四日付の義弘長女・御屋地（家久の姉）の覚書には、龜寿には一萬石、御屋地には千石、御屋地の妹・御下は人質の褒美に三千石の知行を与えられたとある。この龜寿の知行は、寛永七年の死去後、養子光久のものとなる。推定寛永八年五月二二日付の某重物献進日記にみえる「国府様（龜寿）御知行目録式ツ」は義久・義弘から与

えられた知行目録と推測される。<sup>(37)</sup>

新城の知行と久章室の化粧料千石が、久章を祖とする新城島津家の基となったように、御平や御屋地・御下の名跡と知行はそれぞれ薩州家島津氏准二男家・島津市正（忠廣一流）家・佐志（司）家の基となる。この他にも規模の差はあれ、例えば奥勤めをした女房が高を拝領し、養子をたてて家を興す例が確認されるように、薩摩藩武家社会の家の成立・存続や再興における女性の様々な役割が注目される。<sup>(38)</sup>

### 第三節 新城島津家の越前島津家跡継承要求と相伝文書のゆくえ

#### (一) 島津久侶の主張

新城島津家から越前島津家の名跡継承が主張されるのは、忠清の御養子久侶の代である。

「越前島津家文書」は新城島津家から藩記録所に度々提出された。これは、記録奉行を中心とした正保以降の島津氏支流系図編纂や、寛文以来元禄年間に至る系図や文書の調査・筆写収集などに対応するものであった。正徳年間（一七一―一六）に藩の記録所が編纂した「新編島津氏世録支流系図」（以下「支流系図」）中の「越前島津一流」系図<sup>(39)</sup>には、「越前島津家文書」（系図三点を除く）五七通の文書のうち、後光厳天皇綸旨を除く五六点が収録されているが、「正文在島津又助忠清」との朱書の註記は、忠清の在世中に同文書が藩当局へ提出され筆写されたことを意味している。推定元禄元年（一六八八）四月三日付の島津久侶口上<sup>(40)</sup>覚にも、忠清の代に系図・文書を御文書方（記録所）へ提出し、その後返却されたと記されている。同文書で久侶は、新城島津家が前々より

島津忠綱以来の系図と文書数十通（未だ系図を除いた文書は成巻されていなかった可能性がある）を所持し、養父忠清が生前から「越前島津一流之跡目」継承を念いながら果たさず死去したことから、養父念願故に再び提出すると記す。但しこの時には翌年正月、家老島津中務（久輝）から高橋左門（種周）の取次で久侶に対し、藩主綱貴の参勤出發（同年三月三日発）を控えているため今回は見送り、帰国の時に検討してもよいので久侶の口上書と「越前島津家文書」は全て返却するとしている。<sup>(41)</sup>久侶からは再度、元禄八年三月一日に系図三通が藩当局に提出されている。<sup>(42)</sup>久侶は新城島津家の家伝を述べ、新城は化粧田三千七百石を与えられたが、本家簾中となった妹の亀寿に對してこれを不足と考えた龍伯（義久）は、形見として越前島津家系図を与え、子孫へ越前家を相続させようとしたこと、家久娘（久章室）が新城の娘分となり忠清を出産したことを幸いとして、新城から越前家相続を願い出ようとしたが間もなく死去したことなどを主張している。評定所（家老座）でこれを受け取った佐多久達は、その主張を藩主綱貴に伝えたが、綱貴からは、趣旨は了解したものの江戸への出發（三月六日発）を控えており、参勤途中または江戸から考えると、佐多久達・用人村田伊左衛門（経智）を通し回答している。<sup>(43)</sup>久侶は元禄一〇年九月二八日に四三歳で死去し、結局その希望は実現しなかった。

久侶の主張では、新城が義久から越前島津家系図を形見に拝領して越前島津家跡を相続することが約束されたとする。寛永期に鹿屋にもたらされたとの所伝とは時期も矛盾するわけだが、真偽は不明とするしかない。ただこの段階で、越前島津家跡の継承が新城島津家創設以来の宿願とされたこと、「越前島津家文書」の所持がその正統性の根拠とされた



ことが確認できる。

面白いことに久侶は、元禄元年の口上覚で、新城島津家は垂水家の二男家なので、仮に新城家が越前島津家を相続しても家(垂水家)の断絶にはならないこと、また元禄八年の口上覚では、越前島津家嫡流の相続に支障があるならば同家庶流でもよいので命じられたいとしている。また当時、久侶が「越前島津家文章」を所持していたことは、赤松次郎右衛門(則春)も認識しているように(註19)、ある程度知られていたものと思われる。しかし当時越前島津家跡については別の形での再興も検討されており、新城島津家の越前島津家跡の継承は実現しなかった。

## (二) 記録所の役割と記録奉行伊地知重英の意見

寛永一八年(一六四二)の幕府による大名・旗本ら千四百余家の家譜編纂(「寛永諸家系図伝」)を契機として、薩摩藩では正保二年に、文書奉行平田純正による島津氏家譜編纂が本格化する(記録総裁は家老・島津久通)。この正保年間(二六四四~四八)以後、藩内の島津氏の家々が調査され系図が提出されている。明暦三年(二六五七)には平田の系図編纂が一旦成就し、記録奉行の職がたてられる。寛文九年(二六六九)には、島津氏一族や中世以来の有力諸家の系図・文書が提出されて編纂される。以後も系図や文書の調査がすすみ、元禄七年(二六九四)には改めて藩内の系図・文書が集められたが、元禄九年四月二三日の大火で鹿児島城が焼けた際に失われてしまった。このため再度藩内全域で調査収集が行われ、また焼失文書の復元もなされている。記録所が系図編纂を行ない、それに関する文書調査(現用文書を含む)文書の保管維持機能を持ち、武士の筋目・系図の由緒調査を担ったことから、必然的に家の由緒や家格に関する意見を家老衆から求められるようになる。

記録奉行伊地知重英(重張)は明暦二年生、薩南学派の竹内助市に学ぶ。延宝年間(一六七三~八二)から記録所に関与、貞享三年(一六八六)、「大日本史」編纂のため古書調査で薩摩藩を訪ねた水戸藩佐々宗淳はその博識に感じるところがあったという。元禄九年四月の大火では文書の保護につとめたが、同一四年八月に徳之島に文書調査の名目で派遣され、翌年九月に同地で死去している<sup>(註)</sup>。

元禄八年九月、伊地知重英は家老佐多久達に対して、内々に吉貴の異母弟・島津三郎五郎(忠英・久儔。貞享四年生。後に花岡島津家祖)をもって越前島津家跡をたてる案を述べている。例えば吉貴に子供が生まれなかった場合、三郎五郎の相続も想定されること、その時「脇之家」では威光にも関わりとされているように、伊地知重英は綱貴・吉貴父子に最も近い人物(忠英)をもって、しかるべき由緒のある家筋として越前島津家跡の継承を主張している。この案はごく内密のもので実現はしなかったものの、新城島津家の久侶が再度越前島津家跡の相続を主張しているまさにその時期に出されていることは、久侶の要求が実現しなかったことや、後に吉貴の庶子・壮之助をもって越前島津家が再興されたことと併せて興味深い一件である<sup>(註)</sup>。

## (三) 文書目録の比較

次に「越前島津家文書」が藩に提出されるのは、久侶の養子・久茂(久雄。正徳三年三月までに市大夫を名乗る)である。正月付島津主殿久貫(久貫は享保一九年七月に主税と改名)申渡書写(No.1)及び「越前島津家文書」の目録<sup>(註)</sup>(No.2)各箇条書、元文二年(二七三七)越前島津家の再興直後に、相続者壮之助に渡された文書目録<sup>(註)</sup>(No.3)及び延享元年(二七四四)に四月一八日付で新城島津家に与えられた種子島時守証状

にみえる箇条書〔No.4〕を比較してみよう。【表1】

まず「官庫」（藩の記録所）に保管されていた越前島津家古系図三巻以下、「越前島津家文書」全九巻を越前島津家跡を相続した総州（吉貴）二男壯之助（忠紀。四男だが二男忠五郎は早世、三男久典（貴備）は垂水島津家を相続して忠紀が二男扱いとなる）へ付与し所蔵を認め、元文二年三月二〇日付の越前島津家古系図以下の箇条書〔No.3〕は、延享元年四月一八日付の種子島時守証状箇条書〔No.4〕と全く同じ配列であることがわかる。これに対して、「末川家文書」中に残された文書目録二点をみよう。付け加えておくと、島津久貫申渡書写〔No.1〕では、新城島津家の越前島津家相続が否定され、「越前島津家文書」は「御用之節」に提出するものとして当面の保管が命じられ、記録所へも周知されている。このことから、おそくとも享保一七年（一七三三）までには、新城島津家ではなく、別の形での再興が企図され、その際には「越前島津家文書」が不可欠のものと認識されていたことがわかる。

さて、「No.1」に記載される「越前島津家文書」についてだが、ここには七巻しか記されず、元文段階の九巻と比べて「繪旨口宣二巻」「諸文書一巻」がみえない。またもう一つの「越前島津家文書」の日録箇条書〔No.2〕には八巻が記載され、「諸文書一巻」がみえない。この理由は不明だが、あるいは元文二年までの間に、「越前島津家文書」の一部（繪旨口宣、諸文書）が成巻されたことを示すものとも考えられよう。

一方延享元年の新城島津家・久隆（元文四年に久雄から家督を相続）宛種子島時守証状の箇条書〔No.4〕が、元文二年に壯之助に与えられた箇条書〔No.3〕と同じことは先に示したが、この文書には「右七行其方家雖所持候、先年被仰渡趣有之、被差上之、御用相成候、為後證仍如件」

表 1

No.	年/箇条	1	2	3	4	5	6	7	備考1	備考2
1		高詮公御感状一巻 義政物判状一巻	諸一見状一巻	證判物并起證文一巻	赤松入道一巻 円心一巻	越前島津景三巻			繪旨口宣一巻 文書なし	正月月島津久貫申渡書 42号 （「末川家文書」）
2		御旨口宣一巻	高詮公御感状一巻 義政物判状一巻	諸一見状一巻	證判物并起證文一巻	越前島津系三巻	赤松入道一巻 円心一巻		諸文書一巻 なし	越前島津家文書目録 （「末川家文書」40号・41号）
3	元文2年	越前島津系三巻	繪旨口宣一巻	尊詮公御感状一巻 義政物判状一巻	諸文書一巻	諸一見状一巻	證判物并起證文一巻	赤松入道一巻 円心一巻		3月20日付島津久春外三名連署証状（「越前島津家文書」近世分）
4	延享1年	越前島津系三巻	繪旨口宣一巻	尊詮公御感状一巻 義政物判状一巻	諸文書一巻	諸一見状一巻	諸判物并起證文一巻	赤松入道一巻 円心一巻		4月18日付種子島時守証状（「末川家文書」43号）
3及び4と現在の比較		第七・八・九巻	第五巻	第二巻	第一巻	第四巻	第六巻	第三巻	全60点 （系図3点含）	「越前島津家文書」

とあり、先年とは鳥津久貫の通達時または新城家の家譜によれば寛保二年（一七四二）段階かとも考えられるが、いずれにせよ元文二年に壮之助に付与された形の「越前鳥津家文書」は、実際にはなお暫く新城鳥津家に保管された。忠紀はこの年養母於須磨の死去（七月三日）を契機に鼓川邸に移り（八月一八日）、この際に「越前鳥津家文書」も移されたのだろう。それにも関わらず、新城鳥津家には、前述した応永五年（一三九八）三月一六日付の興宗寺算田帳と文安三年（一四四六）三月三日付の伊勢貞親寄進状二点の、南九州には全く関わりのない中世文書が残された。<sup>(49)</sup>これらは直接越前鳥津家の由緒に関わるものではないとして新城鳥津家も提出せず、あるいは藩当局も提出を求めなかった文書と思われるが、越前及び播磨国に関わる文書の伝存は、「越前鳥津家文書」が一時新城鳥津家の手にあったことを如実に示している。

## 第二章 「越前鳥津家文書」と鳥津吉貴庶子・壮之助の相続

### 第一節 越前鳥津家跡の相続過程

#### (1) 「脇の惣領」をめぐる

近世初期、鳥津氏一族のなかで本宗家に次ぐ家柄の「脇の物領」家と認識されていたのは垂水鳥津家であった。敷根立頼（宮之城鳥津家・藩家老鳥津久元の弟）は、垂水家の久敏を「わきのそうりやう殿（50）にておはし候」と述べている。垂水家はまた、大名の佐土原藩に対しても自らが嫡流であるという意識を長くもっていた。しかし鳥津家久の愛妾鎌田氏の子・忠朗（光久と同年生）を祖とする加治木鳥津家がたてられると、

従来別格扱いだった垂水家の上に加治木家が置かれるようになる。家格の上下をめぐる垂水家側からは是正が求められ、寛文七年（一六六七）一〇月及び翌八年正月には、「脇の惣領」として加治木家より上位の扱いが主張された。この時の藩家老鳥津久通（久元嫡子）は垂水家に対して、義久の正統は亀寿の養子光久の筋であり、加治木家の方がより義久の筋に近く「当代の脇の惣領」であり、垂水家は「上代の脇の惣領」と述べている。以後家久の二男家である加治木家以下垂水家、日置鳥津家（義久・義弘同母弟の歳久を祖とする）の順とされた。<sup>(51)</sup>

近世の鳥津氏本宗家の家督と、二男家として別立した家々をみると、垂水家、加治木家とも本宗家家督と微妙な関係にあった歴史がある。それは綱貴の二男家・久儔（花岡家）も同様である。吉貴の二男忠五郎が生まれた直後の宝永四年（一七〇七）五月朔日に、吉貴は殊更に二男以下は家臣であると強調し、翌年一月に二男（忠五郎は一〇月夭折）小源太（久典・貴儔<sup>(52)</sup>）が生まれた際に「末川」名字とされたことも、この歴史と無関係ではあるまい。<sup>(53)</sup>

ただ近世の上級武士の婚姻や養子関係を考えれば、その対象となる家も当然限定されてくる。他藩の分析からは、特に家格や石高による一定の範囲に限定されることが明らかにされている。<sup>(54)</sup>薩摩藩における一門家以下の家格による分析、持高にみる関係などを明らかにしていく必要があるが、一つの見通しとしては、吉貴による新たな二男家の形成（いずれも中世断絶した家の再興、という形をとる）には、本家家督継承可能な子の受け皿、いわば徳川家における「御三家」「御三卿」のような位置付けを推測することはできる。

吉貴が、従来の二男家ではなく、新たな二男家を設けた意味は何か。

伊地知重英がかつて述べた如く、近世初期以来の二男家では現在の本宗家に遠く、新たに二男家を設定する際には、より由緒のある時代に遡って家の名跡を継承することが意図されたとも考えられるが、越前家・和泉家跡の継承者が、その時点では未だ元服もせぬ幼児であった（壮之助及び和泉家を継ぐ三次郎は数えて四歳・実年齢二歳だった）にも関わらず、敢えて再興が宣言されたのは何を意味しているのだろうか。以下、その再興の過程について具体的に検討してみよう。

## (2) 壮之助の誕生と越前島津家跡の相続について

島津吉貴の「二男」壮之助は、享保一九年（一七三四）九月三日、既に隠居した吉貴の住む大磯の館に誕生し、産土神は磯邸内の稲荷大明神とされている。実母は郷田兼近の娘・於幾<sup>(55)</sup>だが、母は名越恒渡妹・於須磨<sup>(56)</sup>とされた。翌日には於須磨方老女・松井に襁褓を抱かれて鹿児島城下屋敷に移され、また守脇刀（備前重長）を与えられた。九月九日には、藩主名代の島津久典より（久典自身がかつてそうであったように）「末川」壮之助の名をうける。同月二〇日、磯邸へ於須磨に伴われた壮之助は、吉貴から腰刀を拝領、さらに一二月三日にも磯において吉貴から手鎧を拝領している<sup>(57)</sup>。享保二〇年閏三月二日、吉貴は壮之助に掛物・水指・水滴を、また元文元年（一七三六）六月二日には吉貴正室松平氏が幼少から箆藏している懐剣一腰を壮之助に与えており、当時在府した隠居方家老比志島範房が鹿児島に持ち帰っている<sup>(58)</sup>。

元文二年三月一八日、越前島津家跡の相続が壮之助へ命じられる。吉貴の達書<sup>(59)</sup>によれば、在府中の藩主継豊名代・吉貴から壮之助に対して、元祖二男忠綱（越前島津）家の相続が命じられ、高一万石（「一所之地」は重ねて与えられることにされた）と居屋敷（本御内・鼓川）が与えられる

ことになり、「末川」から「島津」号、十文字家紋を許され、家格連名は島津善次郎久門（継豊二男。加治木島津家相続<sup>(60)</sup>）の上とされている。この日、磯で祝宴が開かれ、吉貴・於須磨・壮之助を中心に、島津久典・御用係の隠居方家老比志島範房・用人鎌田平右衛門政興らが伺候している<sup>(61)</sup>。越前島津家跡を相続したとはいえ、壮之助はこの後も於須磨と鹿児島城下屋敷に住み、於須磨の死去（延享元年七月三日）後に鼓川に移る。

この日、壮之助には於須磨から牡丹紋の替紋が進められている<sup>(62)</sup>。実は、壮之助の越前島津家相続には、於須磨跡相続の意味が含まれていたと考えられる。このことを含めて越前島津家跡相続に関わる内容の記録が「越前島津家文書」近世分中にある（国立歴史民俗博物館所蔵。卷子・外題「越前島津家再興覚書 元文三年」。翻刻は、黎明館調査史料室架蔵マイクロフィルム引き伸ばしによる）。左に挙げる。

\* 三月一八日付の吉貴達書は省略。また平出は欠字処理にした。

<sup>(比志島)</sup> 隼人江御用懸り被仰付候段 御直ニ被仰聞候、左之通 御意候、

一 壮之助殿御事、越前家相續被仰付候得共、内々 於須磨様御跡被仰付

思召候間、此段可承所へハ申達候様 御意候事、①

一 鎌田平右衛門へ御用懸被仰付候段可申渡候、

一家格連名者、嶋津善次郎殿上ニ被仰付候、②

一 当分之座席、玄蕃殿、壮之助殿、善次郎殿此通ニ而候、③

一 紋所之儀、十文字、替紋者 於須磨様より被遣等ニ候、④

一 嶋津与可被名乗候、在名・実名之儀者追而可被下候、⑤

但在名・実名之儀者、町田仲右衛門へ被仰付置候、⑥

一 越前嶋津家相續ニ付而之御礼之儀者、太守様御帰國之節可有之候、

一 居屋敷者、本御内之御用屋敷被下候、右屋敷江被引移候儀者追而可相

究候間、早速より右家格之通ニ諸事を致ニ不及、當分ハ只今之通ニ而家格之勤付届等ハ無之筈ニ候、⑦

一 高之儀、御隠居御方より被下候、此儀も屋鋪江被移候節より知行之地可被下候、御藏入外之高を被下筈ニ候、其内ハ内々隼人江被仰聞候通、入用之程被相渡筈ニ候、⑧

一 越前嶋津之文書、不残嶋津市<sup>久雄</sup>大夫殿方より御記録奉行相請取、壮之助殿居屋敷江被移候以後、御記録奉行より壮之助殿方江可相渡候、⑨

一 一所之地之儀者、玄蕃殿江被仰付置候間、追而可相究候、⑩

一 右之屋鋪江被移候節者、於須磨様右屋敷江御移可被成事ニ候、⑪

一 只今之内ハ此中之通と被仰聞候ハ、居屋鋪江被移候而よりハ何事茂家格之通之筈ニ候、只今之内ハ内外ともニ此内之通之筈ニ候、⑫

右之通之ケ條之内ニ、夫々ニ承候而其心得可致御役々役座、尤重役之面々ニ者可申聞置候、此ケ條を不承候而も濟候者ニ不殘申聞事ニ而ハ無之候、⑬

三月

又々御内々 御意之事、左之通、

一 只今之内ハ五千石分ケ置、御附人・家来・屋敷番人・人足迄も右之内より可被下候、⑭

一 家来早速より先少々ハ可被仰付候、⑮

一 三ヶ所外城納銀ハ重而壯之助殿普請出来候節之入用ニ分ケ置可申候、其分ニ而ハ不足之筈ニ候故、一通普請出来候分ハ御藏より御出シ可被成候、⑯

一 鎌田平右衛門請取之三拾貫目之銀者、壮之助殿道具調用之御見合ニ而候、委細平右衛門存候、⑰

一 諸御道具、竹之下辰齋江被仰付、御書院方江預置候帳、辰齋方江有之候、壮之助殿江被遣筈之御道具ニ而候、⑱

三月

此御書付、磯於奥、隼人讀候て 於須磨様被入御耳候書付ニて候を、鎌田平右衛門へ平六より申達、取候て差上置候、以上

巳三月十八日

三月一八日の段階で、既に吉貴の考えが示され、磯の隠居方家老比志鳥範房や用人鎌田政興らを通して藩の重臣や関係職員に通知されることになっている⑬。具体的には、壮之助には「越前家相続」を命じるが内々には「於須磨様御跡」を命じる意向であること①、家格連名が定められている②が、「当分之座席」については元文三年二月に「御一門」(一門家)としての家格が定められた際(後述)の玄蕃貴備(久典)・壮之助・善次郎(久門)の順が、既にこの段階で吉貴より示された③ことが確認できる。

「鳥津」の号と十文字紋・於須磨からの替紋も示されている④が、一方で、「在名・実名之儀者追而可被下」とあるように、「重富」の在名や壮之助の実名字については未決定で、それらの検討が記録奉行町田仲右衛門(俊雄・初め俊香・俊懿)に委ねられたことがわかる⑤⑥。

家の相続における跡職・遺跡継承は現実の所領や屋敷地を伴う。壮之助の屋敷は、「本御内之御用屋敷」とされた。しかし「右屋敷江被引移候儀者、追而可相究」とされ、当面は家格による勤め向きなどもない、とされている⑦。また高については隠居方の支出とされ、これも「居屋鋪江被移候節」より知行地が与えられる筈であること⑧、この壮之助の「一所之地」については(当時家老の上座にあった)久典(貴備)に指示

されており、以後決定されることになっていた<sup>⑩</sup>。なお壯之助の居屋敷移居の際には、養母於須磨もまた同居することになっていた<sup>⑪</sup>。また「越前島津家文書」については、全て新城島津家の市太夫（久雄）方より提出され、記録奉行が保管して、壯之助の居屋敷移住以後に、記録奉行より壯之助方へ渡すこととされている<sup>⑨</sup>。

このように、元文二年三月段階では、壯之助への越前島津家跡相続が決められ、「島津」号や十文字紋使用許可と脇の惣領たる家格が設定されたものの、実際には壯之助が幼い故に、家格に基づく扱いなど全ては居屋敷への移居、即ち本丸から離れ独立して以後とされた<sup>⑫</sup>。従って当面与えられる知行は五千石、家臣の数も当初は極僅かであった<sup>⑬</sup><sup>⑭</sup><sup>⑮</sup>。それでも数えて僅か四歳の壯之助に対するこれらの処遇は極めて厚いものといえる。また内々には「於須磨様御跡」相続の意味合いがあったこと<sup>①</sup>は注目されよう。

本御内の地での屋敷や様々な普請は、三外城（吉田・蒲生・帖佐か）負担銀とされ、不足分は藩庫から拠出されている<sup>⑯</sup>。また島津家でも最高の分家としてふさわしい調度などを調えるために、用人鎌田政興に資金が渡され書院方の保管とされている<sup>⑰</sup><sup>⑱</sup>。

江戸の継豊からは三月二〇日付で高一万石と越前島津家跡の相続を命じる判物が発給されているが、事前に吉貴の意向が江戸の継豊へ伝えられた承されていたことなるう。また同日付で「越前島津家文書」（越前島津家上系図三巻から赤松中心一見状一卷に至る七行計二三巻）の付与と筒藏が命じられたが、前述のように、この段階での文書の移動はなかったと考えられる。

### （三）越前島津家歴代の扱いと源姓許可・「一所之地」拝領

この日、比志島範房から寺社奉行を経て、浄光明寺（時宗）へ越前島津家初代忠綱から一五代代までの代々の位牌を安置し祠堂銭を寄附するため、忌日や法名の確認などが指示され、翌二日には郷田安左衛門兼田が浄光明寺の忠久影前に代参している<sup>⑲</sup>。四月六日には、書院や門は未完成であったものの、室屋や周囲の垣が成ったので、鼓川の屋敷に於須磨と壯之助が赴き、移徙の式と祝宴が行われている。越前島津家相続の礼は、本来江戸の継豊の帰国をまつてなされるはずではあったが、当面継豊の帰国はのぞめず、四月一五日に鹿兒島城において、島津貴備・家老以下に対し壯之助の代理・久門から相続の礼がなされた。この時は、城下士から壯之助に付けられた家臣（別府市郎左衛門助有・中村助左衛門兼長・肥後連右衛門盛喜）も拝礼している<sup>⑳</sup>。六月には、江戸の竹姫・菊姫・吉貴正室松平氏へ相続の礼物が進められ、江戸からも祝儀の金品がもたらされている<sup>㉑</sup>。

元文二年七月初日、壯之助へ源姓使用が命じられた<sup>㉒</sup>。家老樺山久初の達書には、越前島津家は「上古者惟宗姓」だが一五代忠長の高祖父周防守忠秀・曾祖父左衛門尉忠光の口宣に源姓がみえること<sup>㉓</sup>から、忠秀代より源姓に「為彼復儀」として許可されたとある。

また江戸において九月二六日に吉貴へ対して幕府上使から下賜された徳川竹千代（家治。五月二二日誕生）の産着一襲が松平伊豆守（信祝）の添書（奉書）と共に国元にもたらされ、閏十一月二日に磯邸において、於須磨同道で参上した壯之助に与えられた。この産着は奥に格護され、また奉書の写は「御由緒箱」に保管されている<sup>㉔</sup>。徳川將軍家の厚意ともいえるよう。壯之助は翌年正月一三日には吉貴からも脇差一腰を拝領している<sup>㉕</sup>。

元文三年八月二十七日付で、吉貴より壯之助名代の島津貴備に對して、繪図面の通り帖佐及び薩州吉田内に「一所之地」が与えられることとされ、またその返札についての貴備の指示を、用人鎌田政興が山沢盛香に傳達している。先に与えられた一万石（当面五千石）の内、帖佐の内平松・脇元・船津・春花村と薩州吉田の内触田村の周圍六里二八町余、四四七九石余が壯之助の私領とされる。

## 第二節 一門家の成立と島津吉貴

### (一) 元文三年の一門家の設定と大身分・宮之城島津家

元文三年（一七三八）には一門家の家格が設けられる。近世前期の家格は、家久の二男家である加治木家以下、垂水家、日置家の順とされたが、元文三年五月、まず加治木家・垂水家が一所持から離れ一門家となり、九月に越前家が一門家とされる。一門・一所持之内大身分・一所持の座次についての吉貴仰出を記録保管するように命じられたことを記す、元文三年十一月一日付の記録奉行町田俊雄書付の但書に、「御一門と候者、玄蕃殿・壯之助殿・兵庫殿、一所持之内大身分ハ左衛門・周防・圖書・筑後、一所持者川上一學以下人數ニ而候」とあり、この時点での島津氏族諸家の序列は、一門家が垂水家の貴備、越前家の壯之助、加治木家の久門、大身分が日置家の久林、花岡家の久尚、宮之城家の久倫、都城家の久龍であったことを示す。家格の序列が吉貴子弟の順に従い定められていたことがうかがえる。

実際に壯之助が一所持の列を離れ「御一門」とされるのは元文三年一月一日であった。「唯今迄御間柄之故を以格式相替候得共、向後者

段を被相替、一所持之列相離候」との「(吉貴の)御意」が示されている。そして貴備・壯之助・久門の三人に對して、垂水・越前・加治木の三家が、従来は藩主との間柄で格式が替わり、間柄が遠ければ他の(日置家などの)大身分と同様で年頭御札も一所持の通りであったことなどから、この三家は「段を被相替、此節一所持之格相離、別格ニ被仰付、御一門と唱」えて書付なども同様にする事、家の順としては越前・加治木・垂水家で、以後同様の場合はこれに倣うこと、当分は貴備・壯之助・久門の通りとすることが示され、部屋栖の場合は、父の座席によるか家筋次第かは「其節之人柄」によるとされた。

またこの際に、宮之城島津家(久倫)が初めて大身分とされ、養子知之助(久亮、享保二年二月二十七日誕生、壯之助同母弟。元文元年に久倫養子、寛保二年家督相続)は、御札に外城の際には三家の部屋栖差次とされた。もつともこれはその身限りであり、藩王子弟の養子は同様の扱いが示されている。本宗家二男家とされた日置島津家や綱貴二男(吉貴異母弟)の久備を祖とする花岡島津家、万石以上の家として特別な存在の都城島津家に對して、三男家(貴久・忠将弟の尚久を祖とする)の宮之城島津家が、大身分として認定される段階には差があつた可能性を指摘できるが、同家が、大身分とされた契機は、吉貴の庶子知之助が同家養子となつたことによると思われる。即ち吉貴には、この時期に、己の直系をもつて新たな家格秩序の整備を積極的に進めようとしていたのではないかと考えられる。

### (二) 一門家の扱い規定

元文三年二月(一九日)付の家老頼娃久周申渡書では、三家は一所持の列と離れ「別格ニ被仰付」たので、以後通達事項は一所持と別に家

老組からとされた。二二日には「当分之間柄」として貴備・壮之助・久門の書付における「様」「殿」書が規定され、二五日には、従来万石以上認められていた藩内での乗輿が、一門家督及び嫡子まで許可された。<sup>(80)</sup>

元文四年二月付の額娃久周申渡書<sup>(81)</sup>には、一門家の進上物・拝領物の軽重が家格には関わらないこと、また吉貴の諱(実名)字を垂水家の貴備に与えたこと(元文二年七月二八日)は「思召を以被仰付事」故、家格によるものではないこと、三家の家来三人宛は藩主目見得の際に脇指を認めることなどが通知されている。なおこの本文中、「たとへ八年頭御座配杯<sup>(82)</sup>、御對面所・御書院と御座相替候ハ、格式相替候得共」とあり、座配(年頭御札)の場・座席が家格の位置を端的に示す場であることを物語っている。

五月には、貴備・壮之助・久門については内證の目見得における脇差城下や磯邸での下乗において別格の扱いとされている。但し壮之助については「当分御丸之内<sup>(83)</sup>被成御座候」故に、これらの扱いはやはり「鼓川御屋敷<sup>(84)</sup>被引越、諸事之儀家格之通<sup>(85)</sup>被致候節より」とされている。

この他「御一門」の三家を別格とする通達には、同年七月二四日における八朔進上物に関するものがある。<sup>(86)</sup>

### 第三節 越前島津家の成立と私領重富

#### (一) 鼓川屋敷への壮之助移徙と諸屋敷について

元文四年(一七三九)二月一〇日、壮之助(忠紀)は新築地に土地を賜った。「鹿兎島絵図」(黎明館所蔵)には祇園洲に越前島津家の鶴江崎

下屋敷四六四坪(和泉家下屋敷(浜屋敷)三二八坪半が隣接)がみえる。拝領当初、この地が僅かな砂州であったため、家老比志島範房と堀興昌が協議して埋め立てを決定し、山沢盛香の監督下役夫数百人を使い、石堤を造り埋め立て同年一月に竣工(一町四段五畝一七步、海岸には松・桜数百株、堤の上に芝草数百片を植えたという。これらの費用は磯(吉貴)方が賄った。<sup>(87)</sup>

一方鼓川屋敷は、元文二年四月六日の移徙の儀式後も作事がすすめられ、寛保元年(一七四二)五月一日には東隣の宅地六八五坪が与えられ、二四日には二三坪を購入して拡張されている。<sup>(88)</sup> 於須磨死去後、延享元年(一七四四)八月一日に忠紀は鼓川邸に移り、その際に下屋敷の家屋全てが移された。当時忠紀がなお幼く、それまで城内に住んで公務も勤めず家中士も少なかったため、吉貴の命を受けた比志島範房が家臣を選抜している。<sup>(89)</sup> 寛保元年九月二七日に拝領の野屋敷<sup>(90)</sup>に住んでいた忠紀生母・於幾(称林院)も、この時鼓川屋敷へ移ったという。<sup>(91)</sup> 「鹿兎島絵図」には越前(重富)島津家(○代忠教)の鼓川屋敷四三三三坪が、大龍寺(臨濟宗。現・大龍小学校)の東隣にみえる。西隣には天保一年(一八四〇)安芸に改名した忠剛の和泉(今和泉)家屋敷四六〇八坪が記され、隣接して越前島津家の添地一六二坪、さらに中屋敷三九七坪と下屋敷二九一坪がみえる。大龍寺に面して島津頼負屋敷地八二五坪半がみえるが、これは寛政元年(一七八九)五月に「島津」号を許可された、忠救の二男久倫(家格は寄合)家である。<sup>(92)</sup>

#### (二) 牧の設定

元文四年二月付の家老堀興昌達書<sup>(93)</sup>は、山沢盛香に対し「薩州吉田高牧野御牧地面<sup>(94)</sup>馬共壯之助殿一所之地<sup>(95)</sup>被仰付候」と記す(未だ重富の称は



用いられていない。牧は、元来騎馬戦を行う武士にとり軍事ならびに儀礼上不可欠の馬を供給する役割をもつ。牧のみならず、初代藩主家久が加治木島津家祖・忠朗へ獵場として鹿倉を与えたように、鹿倉・狩倉は平時の軍事訓練の場であった。ただ本文書では、実際の引渡までは当分通り藩有とされ、引渡以後は牧を置こうが、あるいは置んで作職や竹木などを仕立てることも認められており、享保十一年（一七二六）八月に、鹿屋の狩倉が花岡島津家の薪山用に付与されたように、多様な経済的役割が期待されている。重富に牧と馬が実際に引渡されたのは寛延三年（一七五〇）で、絵図も作成されている。

推定寛延三年九月二二日付の伊集院半右衛門覚書（黎明館所蔵・旧補田家資料（以下「楠」で示す））及び寛延三年九月二五日付重富高牧野御馬并御牧内地面御引渡相済候首尾書（楠。町田七右衛門首尾書）によれば、吉田高牧野の土地と馬の引渡に、九月一五日、藩の御馬方衆伊集院半五右衛門以下、御馬乗衆・馬医らが派遣され、忠紀の抱守衆最上孫右衛門も指図のため一八日に重富に入り、いずれも脇元町に止宿したとある。二〇日に打合せがなされ、馬寄せや並（土で高く築きあげ馬を追い込む場所）への追い込み、馬の選別を吉田方が担当し、焼印・受取は重富方（馬取りは若者二四人、当日焼印担当は町田七右衛門）とされ、九月二二日から翌日に実施された。吉田高牧野御牧内絵図写（楠）には、朱線で道筋が示され、並や城戸・堀筋もみえる。惣堀筋一八四三間の内、垣の場一二〇間は吉田より修甫、堀一七二間は蒲生、一五五一間は吉田より修甫と記され、貼紙で註記されている。二二日未明に牧神へ初穂や神酒が供えられ、並本に棧敷を構え幕を張り、五時（午前八時頃）諸役人が到着、串目立（受持区域）にとり人夫を出し馬を追い立てることにより並へ馬

を追い込み捕獲、焼印が捺された。二二日には地面の引渡が行われ、厩方の役人らは二三日に脇元船手から乗船し鹿見島へ戻っている。この翌年、初めて重富串目立が行われたという。吉野高牧野の引渡一件は、伊集院半右衛門覚書・吉田高牧野御牧内絵図と共に町田七右衛門首尾書をもって磯へ報告された。寛延三年一〇月七日付町田七右衛門覚書（楠）によれば、島津貴備と忠紀へ報告後に「御田緒箱」へ保管するように山沢盛香から通達された抱守最上孫右衛門は、重富家役人にこれを通知し、役人の町田七右衛門が納戸方・記録方に対しその格護を命じていることがわかる。

### （三）私領「重富」と越前（重富）島津家の知行

島津壯之助の私領は、由緒の地名として越前国久安保重富が選択され、惣名を「重富」と名付ける旨、元文四年（一七三九）三月付で家老頼娃久周から山沢盛香を経て通達された。正式には、同年九月二五日付島津継豊宛行状（判物）により、薩摩国鹿見島郡内・大隅国始羅郡内の私領を「重富」として与えられている。

重富の引渡については、当分重富に役人がいないので、帖佐・吉田外城の預かりとされ、境を確定して元文四年一〇月三日付で山奉行・郡奉行から両外城役人に引渡され、後に今度決定された境界通り引渡されることになった。この引渡に關し、八月付の重富方境定書付扣（楠）には、重富の境界確定に關係する「絵図」一枚・「縄引横折帳」一冊・「境引渡役々印形横折帳」一冊・「平松村高頭之添書」一通・「重富江役々罷移候節引渡方二付前之書付」一通が記されている。

この内、「絵図」の記載内容については、元文四年一〇月付の重富一所之地絵図で確認することができる。中央を流れる思川が水色で示さ

れるが、その下流域が重富の中心地域であった。墨線で帖佐・蒲生・吉田外城との境、および始良(始羅)郡平松・脇元・春花・船津村と鹿児島郡触田村境が示され、村高が記されている。「加治木大道筋」「蒲生道筋」など道路は朱線で、「吉野御牧」境界は青線で示される。平松村には重富宗廟の岩剣神社や、祈願所の円明院がみえる。天文三年(一五五四)九月から一〇月の岩剣城合戦後に城番となった島津義弘は平松城を築き、慶長一年(一六〇六)から翌年にかけて短期間ながら居住した。この地(図中「本屋地」)が、後に越前(重富)島津家の領主仮屋となり、周囲に麓が形成される。

また「境引渡役々印形横折帳」は、元文四年一〇月三日付の重富境引渡二付諸役々印形帳(楠)のことと思われる。この日、山奉行の肥後・城井氏と郡奉行の仁礼・大野氏が派遣され、絵図面の通りに境界を定めた。本帳には立会に当たった帖佐の西餅田・三拾町・中津野・増田・永瀬村や蒲生の下久徳村及び吉田の東佐多浦・本城・宮之浦村の庄屋、帖佐・蒲生・吉田の竹木見廻・行司・郡見廻・噯あつかいらが連署押印している。

また「平松村高頭之添書」は、元文五年八月七日付郡奉行連署添書(印)を指しており、同文書に記載の高二〇三三石六斗六升三合は絵図中にも記載されている。

越前(重富)島津家の知行地については、元文四年一〇月の私領重富境の決定以後、忠紀に対して延享三年三月二日付で、平松村以下磯附蔵入分の一万石の知行目録が渡されている。(印)家老連署の書下によれば、元文二年三月二〇日付の島津継豊宛行状(判物)で一万石が給与された際に散在していた地面をまとめた故、とある。その内訳は、始羅郡重富平松村二〇二六石余・向脇元村四二四石余・船津村七一八石余・春花村

七三〇石余、鹿児島郡重富の触田村五六三石余(以上重富で計約四四六一石)、始羅郡蒲生の下久徳村一四七一石余、この他阿多郡伊作の田尻村一二四五石余・薩摩郡東郷の藤川村三九〇石余・肝属郡串良の岩弘村一四二九石余・贈嶽郡清水の川原村六三三石・諸縣郡飯野の坂元村三六七石余であった。重富が後に全て始羅郡とされるのは宝暦三年(一七五三)九月のことであり、この時には揖宿郡・穎娃郡にわたった今和泉の地も、全て揖宿郡とされている。

この後重富では、平松城跡に屋形(現・重富小学校)を構え、麓が形成される。脇元には浦(印)があり、陸上交通でも鹿児島と大隅・日向方面の交通上の要衝に位置していた。

重富の社寺について述べる。宗廟岩剣大明神社は、延享二年(一七四五)九月に社頭の造替となる。上棟祭における一二月付の岩剣大明神社造替棟札写(楠)には、藩主継豊、重富領主忠紀、祈願所円明院初代住持雄鷹などの名が記される。(印)

越前(重富)島津家菩提寺の吉祥山三祖院(印)は、初め曹洞宗鹿児島福昌寺末だったが、延享二年一二月に時宗(浄光明寺触下)に改宗される。浄光明寺には、元文二年壮之助への越前島津家跡相続決定の翌日に抱守の郷田氏が、元文五年忠紀元服の翌日に山沢盛香がそれぞれ代参しており、再興に当たって島津氏初祖忠久や越前島津家との関わりが強く意識されているが、それは壮之助の父・吉貴の意向を多分に反映したものである。吉貴は享保六年(一七二二)の隠居直後、自らの葬礼・埋葬を指示し、国元で死去した場合浄光明寺(藤沢清浄光寺末寺。島津氏初代忠久、五代貞久の菩提寺)へ土葬するよう指示し、これが「御寺之余勢」になるとしている。鹿児島城下屋敷で死去した於須磨(月桂院)も、延享元

年七月五日に浄光明寺に葬られている。<sup>(10)</sup> なお後述する和泉(今和泉)家の菩提寺光台寺も、『三国名勝図会』によれば、延享二年に吉貴の命で浄光明寺前任廓心上人を開山として建立の命が下されたものの、歳月が過ぎ、廃寺・曹洞宗西光寺を改宗し、水引の廃寺・時宗光台寺の号をとって宝暦七年建立されたとある。

祈願所円明院は、初め鹿児島の大乗院(真言宗・島津氏の祈願所)末寺とされたが、延享二年一月六日付寺社奉行所証文写<sup>(10)</sup>から、この年に天台宗(南泉院末寺)に改宗、開山は徧詢僧正(願王院・智周)とされたことがわかる。吉貴の主導による源頼朝・徳川家・島津氏歴代に関わる寺社建立・寄進・再興の例を度々みるが、南泉院もその一つである。また徧詢は、近衛家とも関わりをもつ僧侶で、元文三年正月の藩命により、弟子禪外を播磨国揖保荘周辺の調査に赴かせており、その結果播磨の越前島津家子孫に関する詳細な報告がもたらされている。<sup>(10)</sup> このように、越前(重富)及び和泉(今和泉)家の菩提寺や祈願所の再興・改宗の事例からも、両家へ対する吉貴の強い影響がうかがえる。

#### 第四節 系図・家譜の編纂とその後の越前(重富) 島津家

##### (一) 壮之助の元服

島津吉貴の正徳年間には、氏姓・名字や実名(諱)字、家紋の規制がすすむ。近世中期以降、「忠」字を使用できたのは、島津氏本家の他は、一門家でも越前(重富) 島津家と和泉(今和泉)家に限定された。<sup>(10)</sup>

元文五年(一七四〇)二月六日付で、江戸の継豊から壮之助に対して、初祖忠久にちなみ、島津氏本家以外に認められない「忠」字の名乗りが

許された。<sup>(10)</sup> 実際には同年三月二日に、壮之助が幼少故として吉貴の住む磯邸書院で元服、この一字状を与えられ「周防忠紀」を名乗る。<sup>(10)</sup> 加冠は継豊の代理責備、理髪は比志鳥範房であった。壮之助は吉貴から、短刀と旗一流を拝領するが、この旗には十文字紋と桐の丸紋が用いられていた。<sup>(10)</sup> 以後越前(重富) 島津家では、加治木家・垂水家同様に本十文字紋の使用が認められることになる。また桐の丸紋は、吉貴の使用していたものであり、替紋ではなく家紋として用いること、二男以下は今の替紋を用いるように、吉貴付若年寄の島津権左衛門久道から通達されている。<sup>(10)</sup>

同日、二男以下に対しては「久」「紀」字を用いるように命じられた。<sup>(10)</sup> 翌日には、忠紀の代参山沢盛香が、元服を賀して浄光明寺の忠久影前と越前島津家総先祖位牌前に金子を納めており、四月六日には、忠紀と於須磨が許しを得て磯邸の吉貴へ謡曲や膳を進上している。<sup>(10)</sup>

##### (二) 越前(重富) 島津家の重物と系図・家譜の編纂

江戸時代、武家や寺院では相伝の系図や文書などが正統性を示すものとされ、大切に扱われた。前述のとおり、越前(重富) 島津家再興では、中世以来の越前島津家文書が重要な役割を果たした。一方、壮之助は早くは元文三年正月に吉貴から脇差を拝領し、同五年三月には短刀と旗(十文字紋・桐之丸紋使用許可)、九月には小さき刀を拝領する。吉貴の鍾愛を受けたという壮之助は、寛保元年(一七四一)にも武具・馬具だけでなく書画や謡本、茶道具・花瓶・卓・香炉・硯・屏風・膳具・器皿・酒器・盆やたらい、さらに鉄砲など、時々逸品を与えられており、以後も度々拝領物があった。<sup>(10)</sup> 一門家としてそれに相応の重物が付与されたと推測できる。藩主などからの主な拝領品について、寛保元年九月八

日の拝領品、及び寛政二年（二七九九）から安政四年（一八五七）閏五月までを表に示す。【表2の1・2】

延享元年（一七四四）二月二十五日には、一年がかりで記録所が編纂した、越前島津家系図一卷と同家の家譜六冊が忠紀へ付与された。これは前年の寛保三年二月五日、比志島範房から山沢盛香に編纂の命が伝えられ、記録奉行町田俊雄がこれを担当して翌年十二月に完成させたもので、これを吉貴が点検し、「清書裝潢簡冊」して家老座に呈せられ、その後家老連署の添書をもって越前家へ渡されたものである。<sup>115</sup>この越前島津家系図一卷と家譜六冊は二五日付で忠紀へ渡されるが、これらは、中世に断絶した一五代忠長から、一八世紀中期に一六代忠紀に継続されたことを明示し正当化するものであった。

現在越前島津家に残された重物覚（黎明館寄託）には、「越前島津家古系図三巻」と「尊氏公御感状」のみが記され、それ以外は「越前島津家系図一卷」・「家譜」（六冊）及び元文二・四・五年の島津継豊の判物（「忠之字御判物」「重富領地御判物」「高御判物」）、以下旗一流（忠紀が元服の際に吉貴から「桐之丸紋」を認められたものと思われる）・鎧一領・采配・太刀一腰・相口・小サ刀一腰・刀一腰・脇差一腰が簡条書されている。ここでは既に「越前島津家文書」九巻中、古系図三巻以外は尊氏公御感状を除いて記されていない。

このことを端的に示すのが「重富島津家重物扣」（楠）である。【表3】この目録では、朱書で○・△記号や合点を付し細工方へ渡す日付を区別している。朱書の註記には「正文なし」「別巻」などがみえる。中世以来の「越前島津家文書」は「古系図類 但別巻調」ではないかと考えられる。元文二・四・五年の島津継豊の判物は「別巻調答」「但別巻」

「別巻」とみえ、それぞれ軸装され保管されていたことがわかる。越前島津家再興に関わる文書や拝領した品々に関わる書付（刀剣の拵書など）が確認できるが、再興にあたって重視された「越前島津家文書」の多くの中世文書はその役割を果たし、所謂古文書として扱われ、代わって再興以来の吉貴や藩主継豊をはじめとする文書や品々が重んじられるようになったことが推定できる。

### （二） その後の越前（重富）島津家

一七代忠紀以後一〇代忠教（久光）までについては、紙幅の関係で殆ど省略せざるを得ないが、島津氏本宗家及び垂水家や今和泉家との養子・婚姻関係について示しておく。【系図3】

二〇代忠教（久光）は藩主斉興庶子で、文化二四年（一八一七）一〇月二四日生（十一月朔日に普之進の名付）、同一五年三月、種子島輔時（久道）養子となるが、文政八年（一八二五）に本家に戻された。<sup>116</sup>種子島家臣団の反発などもこの養子違変の要因とされる。普之進は同年四月に改名、種子島家養子時の「殿」の敬語から又次郎「様」と記される。越前島津家一八代忠貫の「再重願」により二月朔日、養子忠公（斉宣庶子。後に一九代）の賀養子とされた。<sup>117</sup>当時忠公の健康状態が思わしくないことも背景にあったのだろう。<sup>118</sup>なお同日付で越前（重富）家は本家に準じ子孫永々「又」字の使用が認められているが、これは又次郎の養子成の結果であった。<sup>119</sup>諸書付における敬語については、本丸内に居るうちは従来通りだが、引越の上は家格の通り「殿」文字の使用が命じられている。<sup>120</sup>

又次郎が鼓川邸に入るのは文政一〇年二月一日である。翌年二月一九日に元服、「又次郎忠教」と名乗り、天保七年（一八三六）にお千

表2-1 寛保元年(1741)9月8日拝領品一覧(出典:『追録』四の1664号)

品目	数量	備考	*『旧記雑録』では数行分が省略されている
御腰物	一腰	行光作 裏表樋有 目釘穴2ツ 長さ1尺9寸4部 御縁赤銅みがき頭角墨塗	*
御腰物	一腰	無銘 目釘穴3ツ 長さ1尺9寸3部 御縁頭金七子	*
御脇差	一腰	無銘 平物 長さ8寸9部 御縁赤銅七子金十字御紋居物頭角墨塗	*
御刀	一腰	長さ2尺3寸2分半 中島来 代150貫折紙有り	*
御刀	一腰	長さ2尺3寸5部 無銘 左文字 目貫金銀赤銅切ませ石公張良の模様	*
御刀	一腰	長さ2尺5寸1部 無銘 目貫金銀赤銅切交くりから	*
御刀	一腰	長さ2尺3寸4部半 左国弘裏表二重樋 代500貫折紙有り	*
御刀	一腰	長さ2尺2寸9部 無銘西蓮裏表樋 代150貫折紙有り 金二重鍔	
御刀	一腰	長さ2尺3寸9部 豊後国僧定秀 金二重鍔	
御刀	一腰	長さ2尺1寸7部 二王 金二重鍔	
御刀	一腰	長さ2尺2寸5部 真守 上鍔銅下はばき金	
御刀	一腰	長さ2尺1部 藤原清則 金二重鍔	
御刀	一腰	長さ2尺3寸5部 無銘 金二重鍔	
御刀	一腰	長さ1尺9寸9部余 備前長船則光	
御脇差	一腰	長さ1尺2寸3部 青江無銘裏表樋 代金6枚の折紙有り	
御脇差	一腰	長さ1尺1部 平朝臣長広	
御脇差	一腰	長さ1尺2寸9部 無銘貞宗裏表樋 金二重鍔	
御脇差	一腰	長さ1尺3寸5部半 無銘片山 代金6枚の折紙有り 二重鍔上金下同	
御脇差	一腰	長さ1尺4部 三原 代金5枚の折紙有り	
御鑓	一本	栗田口 但御拵無し	
御鞍	一口	青貝黒ぬりぶどうの模様有り	
御腰物道具	一	銅縁頭一具(銅割筭・銅小柄・銅鑿・赤銅目貫・金二重)	*
大黒絵	一幅	秋月筆	
龍之絵	五幅対	法眼古川叟筆	
拾得・維摩・寒山	三幅対	自適齋筆	
玉川絵	一幅	岑信筆 中院通茂卿讚	
列子・老子・荘子	三幅対	尚信筆 列子は木庵・老子は隠元・荘子は即非の讚	
松鶴・寿老人・竹鶴	三幅対	探元筆	
鍾馗	一幅	探元筆	
龍之絵	一幅	探元筆	
拾得・維摩・寒山	三幅対	拾得は主馬・維摩は探幽・寒山は安信	
唐子絵	一幅	如川筆	
鍾馗	一幅	探元筆	
鍾馗	一幅	探元筆	
千里駒画 文徴明字	一幅		
御謡本	百九十二冊	2箱入 光悦流板行	

表 2 - 2 寛政11年 (1799) 11月~安政 4 年 (1857) 閏 5 月拝領物一覽 (出典:「御支族系統調帳 重富」)

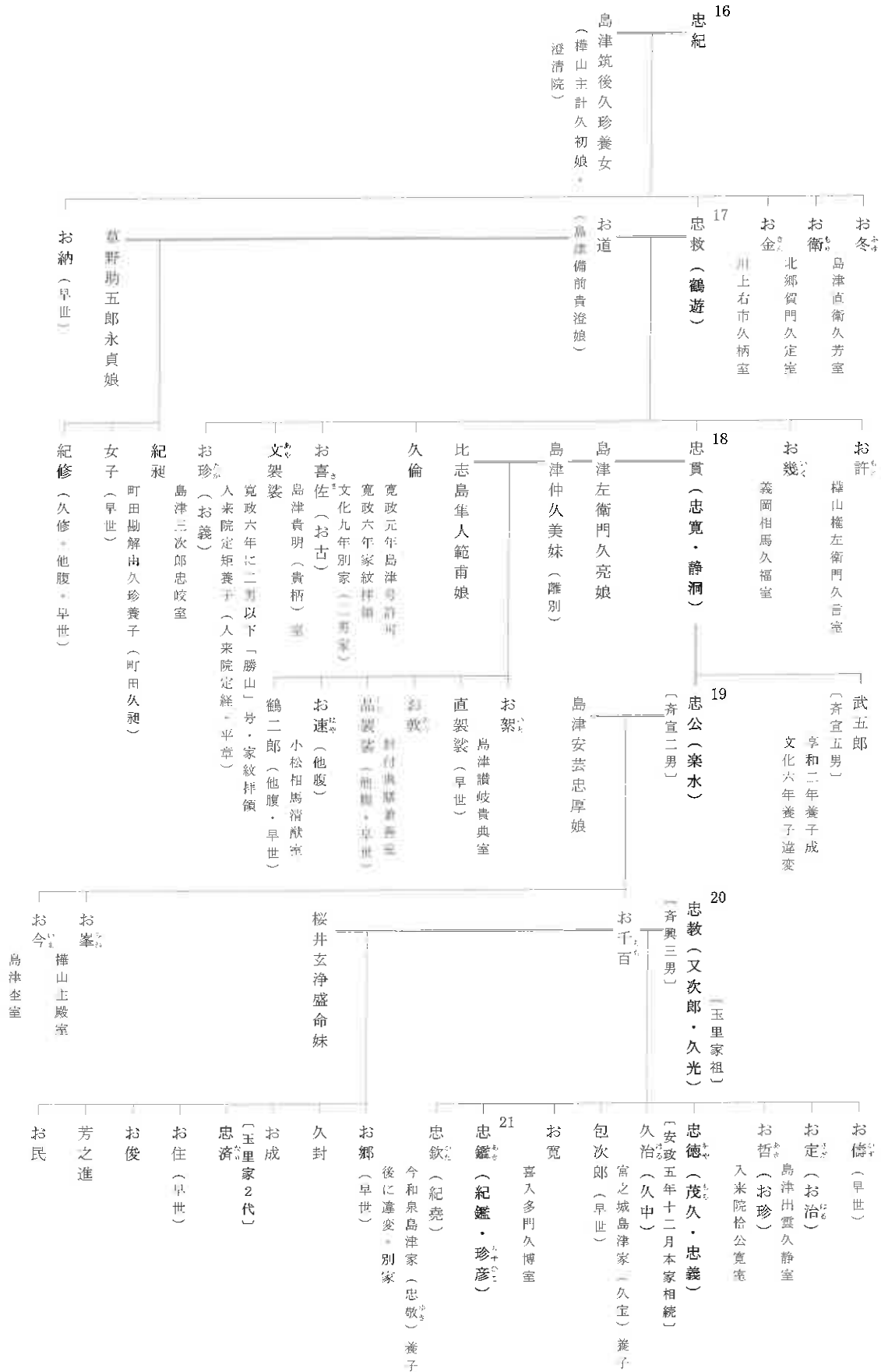
和暦 (西暦)	月 日	品 目	備 考 1	付与者	拝 領 者	備 考 2
寛政11年 (1799)	11月13日	刀掛一		島津齊宣	忠教	鶴江崎亭光儀
		茶字袴地二端 (御袴地茶字)		島津齊宣	忠教	鶴江崎亭光儀
		島織八丈二端		島津齊宣	忠貴 (文化7年8月改名)	鶴江崎亭光儀
享和2年 (1802)	2月11日	掛物三幅	中央林和靖左右梅			慈光院遺物
文化3年 (1806)	10月1日	御 刀	備前長船杵光、長一尺九分、拵有り	島津重豪	寛二郎 (忠寛養子・忠公)	
	正月12日	御 刀	主水正藤原朝臣正清長一尺七寸三分拵有	島津齊宣	寛二郎 (忠寛養子・忠公)	饒別
	正月27日	脇 差	無銘長一尺二寸一分拵有	島津齊興	寛二郎 (忠寛養子・忠公)	饒別
文化8年 (1811)	10月1日	御 刀	波平行周、長二尺二寸八分	島津齊興	忠公	元服
	文化11年 (1814)	8月28日	御 短 刀	新藤五国光長七寸四分	島津齊興	又次郎 (忠教)
		御 刀	他に御弓台・御火羽織・掛物	島津齊興	又次郎 (忠教)	
文化14年 (1817)	8月25日	鷹 道具		島津齊興	忠貴	下国土産
		袴地二端	精好平	島津齊興	忠貴	下国土産
天保2年 (1831)	春	花入一		島津重豪	忠貴	重豪昇進祝
		島織越後二反		島津重豪	忠貴	重豪昇進祝
		押掛二掛		島津重豪	忠公	重豪昇進祝
		白越後二端		島津重豪	忠公	重豪昇進祝
		御手助三掛		島津重豪	又次郎 (忠教)	重豪昇進祝
天保4年 (1833)	9月17日	仙台平御袴地二端		島津重豪	又次郎 (忠教)	重豪昇進祝
		茶字御袴地二端		島津齊興	忠公	下国土産
天保5年 (1834)	9月1日	掛物三幅	中央寿老人・左松・右竹・狩野永徳筆		忠公	重豪遺物
		掛物三幅	中央桜猿猴・左芙蓉・右菊		忠公與方	重豪遺物
		掛物一幅	芳野山之絵参議右中將豊季写		忠公嫡女	重豪遺物
		掛物一幅	梅之絵上佐守藤原光貞筆		忠公三女	重豪遺物
		掛物三幅	中富士・左茄子・右鷹		又次郎 (忠教)	重豪遺物
天保6年 (1835)	8月12日	花 建一		島津齊彬	忠貴	下国土産
		越後島二端		島津齊彬	忠貴	下国土産
		押掛二掛		島津齊彬	忠公	下国土産
		白越後二端		島津齊彬	忠公	下国土産
		手助三掛		島津齊彬	又次郎 (忠教)	下国土産
		仙台平御袴地三端		島津齊彬	又次郎 (忠教)	下国土産
	11月16日	鍔一領		島津齊興	又次郎 (忠教)	抱瘡全快祝
		馬 具	皆 具	島津齊興	又次郎 (忠教)	抱瘡全快祝
		硯箱一		島津齊宣	静洞 (忠貴)	下国土産
		硯箱一		島津齊宣	忠公	下国土産
11月23日	巾着一		島津齊宣	又次郎 (忠教)	下国土産	
	御風一着	御台様より御拝領	島津齊宣	忠公		
		紙入	近衛様より御拝領	島津齊宣	忠公	
天保7年カ	2月15日	御 刀	波平安行	島津齊彬	又次郎 (忠教)	
	8月19日	腰物掛一		島津齊興	又次郎 (忠教)	
		煙草盆一		島津齊興	又次郎 (忠教)	
	8月22日	紙 合 一		島津齊興	又次郎 (忠教)	
	11月9日	鉄砲一挺	四匁、十河十右衛門良勝	島津齊宣	又次郎 (忠教)	藏にて
寿老人置物一			島津齊宣	又次郎 (忠教)	藏にて	
天保7年 (1836)	2月8日	紗綾一卷		島津齊興	又次郎 (忠教)	婚礼祝
		下重一組		島津齊宣	静洞 (忠貴)	御入
		手 結 一		島津齊宣	静洞 (忠貴)	御入
		縮緬二端		島津齊宣	静洞與方	御入
		縮緬一端		島津齊宣	静洞三女	御入
		花瓶一箇		島津齊宣	忠公	御入
		三階房一掛		島津齊宣	忠公	御入
		縮緬二端		島津齊宣	忠公與方	御入
縮緬一端宛		島津齊宣	忠公二女・三女	御入		
天保8年 (1837)	3月3日	花入一		島津齊宣	静洞 (忠貴)	
天保10年 (1839)	4月14日	掛物一幅	近衛忠熙詠歌浦千鳥	島津齊宣	静洞 (忠貴)	
天保12年 (1841)	5月24日	御腰物筒小		島津齊興	又次郎 (忠教)	
天保14年 (1843)	8月16日	仙台平御袴地二端		島津齊興	忠教	下国土産
天保15年 (1844)	6月7日	御台輪駕籠一竿		島津齊興	忠教	
弘化2年 (1845)	7月11日	呉撰平御袴地二端		島津齊興	忠教	下国土産
弘化4年 (1847)	7月22日	精好平御袴地二端		島津齊興	忠教	下国土産
嘉永3年 (1850)	4月18日	御袴地二端		島津齊興	忠教	下国土産
嘉永4年 (1851)	10月9日	御 刀		島津齊彬	又次郎 (忠德)	元服
		御 刀		島津齊彬	右近 (久中)	元服
嘉永6年 (1853)	7月2日	押掛三掛		島津齊彬	忠教	下国土産
	11月	印籠一		島津齊彬	忠教	齊彬巡視
		押掛七掛		島津齊彬	忠教	齊彬巡視
安政2年 (1855)	12月15日	掛物一幅	齊興筆花之絵	島津齊興	忠教	玉里にて
安政4年 (1857)	閏5月22日	押掛二掛		島津齊彬	静洞 (忠貴)	下国土産
		押掛二掛		島津齊彬	寒水 (忠公)	下国土産
		押掛二掛		島津齊彬	忠教	下国土産
		手助一掛		島津齊彬	忠教	下国土産
		押掛二掛		島津齊彬	又次郎 (忠德)	下国土産

表3 重富島津家重物扣 (目録)

墨箇 ○条 印上	箇条	項 目	割書・追筆など	項目 上朱 ○印	注 記 (朱書)	細工方へ相渡			備考 (数字は「追録」四の史料番号)
						初口 ○	10日 △	11日 合点	
○一	有		三原共重御守刀御拵書	○					
二	御腰物		備前真長		正文なし				
三	御鎧衣本		山城守国重作	○	正文なし				
○四	御刀		北国物	○					
○五	御脇差		末備前物	○					
○六	御相口		来国次銘有		正文なし				
○七	太守様御名代從総州様壯之助殿江御直御意之被遊候事			○		○			元文2年3月18日付島津吉貴(越前島津家相統)達書(1007・1010)
○八	御替御紋之正文		追筆カ	○	別卷上	○			元文2年3月18日付替紋達書(1011)
○八	高志萬石御拝領之御目録 但別包調管				別卷下				元文2年3月20日付高津繼豊宛行状(判物)(1014・1020)
○九	古系図類 但別巻調				別巻				越前島津家文書(中世分)か
十	写 寺社奉行江御渡				正文なし				
十一	御腰物		備前則光		右同				
○十二	越前家御相統付源姓被用候様ニ被仰渡書付			○		○			元文2年7月7日付樺山久初達書并某覚書(1062・1072)
○十三	御産衣			○	上	○			元文2年間11月21日付抱守田中林角・大脇孫之進連署書付(1164)
○十三	御奉書之写		全文朱書追筆	○	下	○			元文2年11月19日付松平信祝奉書(1189)
十四	御脇差 銘左				正文なし				
○十五	越前家御相統付一所之地可被下旨			○			△		元文3年8月27日付島津吉貴内意書并藤田政興書付(越前島津家所領分与覚書)(1244・1245)
○十六	唯今迄御問柄			○		○			元文3年11月付額娃久周達書(1260・1262)
○十七	右三家只今迄ハ			○			○		元文3年11月11日付島津久春三名連署達書(1259・1262)
○十八	右ハ今度一所持之列相離		十八~廿二の五行はま とめて繰引される	○			△		元文3年12月付額娃久周達書(1266・1280)
○十九	自今般文字			○			△		元文3年12月付額娃久周達書(1264・1282)
○廿	御当地ニ而ハ万石以上乗物			○			△		元文3年12月付島津久春達書(1265・1284)
○廿一	年頭御太刀正月元日進上			○			△		元文3年12月付額娃久周達書(1286)
○廿二	右三家家格		「右五行一代宛」	○			△		元文4年2月付額娃久周達書(1303・1306)
○廿三	薩州吉田高牧野			○			△		元文4年2月付額興昌達書(1304・1308)
○廿四	惣名重富と被名附			○			△		元文4年3月付額娃久周(島津壯之助私領重富名附)達書(1199・1313)
○廿五	御内證ニ而御目見			○			△		元文4年5月付額娃久周達書(1201・1321)
○廿六	右御一門之儀格別被仰付候而ハ八朔			○			△		元文4年7月付額娃久周達書(1333・1335)
○廿七	御判物 但別巻		「別巻賦」		別巻				元文4年9月25日付島津繼豊宛行状(判物)(1366・1369)
○廿八	今度重富引渡有之候処			○		○			元文4年10月3日付郡奉行・山奉行連署書付(1368)
○廿八	右同断郡奉行添書		追筆カ						元文5年8月7日付郡奉行仁礼彦右衛門・大野鉄兵衛連署添書
○廿九	忠之字				別巻				元文5年2月6日付島津繼豊一字状(判物)(1460・1461)
○三十上	刀		康光 代金式枚	○	右一卷			○	
○三十下	小サ刀		追筆カ 康水(ママ光カ)	○					
○三十一	御鎧 但拵帳有之 巻物ニ不入								
○三十二	今度就元服御紋之事 但別巻ニ調								元文5年3月2日付島津久道達書(1475・1480)
○三十三	久 紀 但別巻ニ調				別巻				元文5年3月2日付島津久道達書(1476・1481)
○三十四	元服一卷帳有之								元文5年3月5日付川上久備(親父)・町田俊雄連署覚書(1478)
三十五	御小サ刀一腰 左国弘無銘								(1542)
○三十六	讀良善助本やしき			○			△		寛保元年5月付島津久豪(久武)達書写(1660)
○三十七	右同断付い集院覚左衛門右ニ付別紙書付御登申事			○					寛保元年5月付種子島時守達書写(1662)
三十八	御腰物 拵書三通								(1664カ)
○三十九	御腰物 拵書			○			△		(1665カ)
○四十	御拵物類			○			△		(1666カ)
四十一	御鉄炮 正文可尋事								(1746カ)
四十二	五十五行御道具都而御書院方ニ有正文極札有								(1666カ)
○四十三	山沢十太夫江 城之上吉野村坂元村之内			○			△		寛保元年9月付郷原久雄達書(1718)
○四十四	野屋敷勝浦山と唱候様被仰渡			○			△		寛保元年10月付郷原久雄達書(1720)
四十五	御脇差一腰 拵書有哉御納戸方へ可尋事								(2493カ)
四十六	対之御鎧式本 添書			○				○	
四十七	右同拵書			○				○	
○四十八	鼓川屋敷へ被移只今之通ニ而今程			○			△		延享元年8月付額娃久周達書(2028)
○四十九	八朔御進上物之節 家来之音のしめ着 用			○		○			延享元年8月付島津久春達書写(2026・2030)
○五十	島津左殿御書付			○			△		延享元年11月18日付島津久豪(久武)達書(2066参照)
五十	越前島津家系図一卷 右回家譜六冊御家老衆添書 現三十五			○	右一卷			○	延享元年12月25日付島津久甫外五名連署証状(2067・2068)

【系図3】越前（重富）島津家略系図

（16）21は越前（重富）島津家当主の代紋。二重線は婚姻・養子関係を示す。



\* 島津氏正統系図『薩陽武鑑』（島津家資料刊行会発行）、「御支族継統調帳 重富」（東京大学史料編纂所蔵）『華族家系大成』（霞会館）参照



と婚礼、同一〇年二月家督相続、二月二十五日に山城に改名するが、それ以前に「家政不行届」「殊ニ所帯方難渋」といった事態に対して、藩主斉興から財政改革を命じられている。<sup>(12)</sup>既に越前(重富)家の財政は、文政八年正月段階で養父忠公の手元金も思うようにならず、斉宣(実父)・藩主斉興(兄)から拝領した金子千両の利息を充てる状況だった。<sup>(13)</sup>天保一〇年の財政改革では、家老島津但馬(久風)が改革の相談役、碓山八郎右衛門ら四名が掛とされている。和泉(今和泉)家の財政破綻と調所広郷による改革事例が著名だが、同時期に越前(重富)家もまた財政再建に苦慮していたことがうかがえる。なお藩主斉興の財政改革の命に応じ、越前(重富)家側の担当者として役人(家老に相当)・物奉行・近習役各二名、計六名が記されている。

余談ながら、忠教(久光)は弘化四年(一八四七)に軍役方名代とされ海岸防御に関わる。嘉永元年(一八四八)には帖佐地頭職、藩主斉興名代、翌年城代上席になる。当時長兄で嘉永四年藩主となる斉彬以外に斉興の男子はなく、斉彬擁立をめぐるお家騒動(嘉永朋党事件)も生じたが、斉彬は忠教を高く評価し信頼していた。軍役方・名代の職務遂行上家中の人数が少ないとして、安政四年(一八五七)には忠教を帖佐に加え蒲生地頭職に任命している。また幕末維新期を過ぎ、明治九年(一八七六)帰国以後の久光は、種々の編纂事業を行うが、その一つとして続編の越前島津家譜(一七代忠教以後)を完成させている。<sup>(14)</sup>

以上、一門家の具体的な活動については、本稿では十分に検討できなかったが、近世中期までに確立された、一門家を中心とする藩の門閥層が、幕末にかけて藩の政治や教育・文化・産業育成、さらに軍事などの諸方面でどのような役割を果たしたのか、果たし得なかったのか、また

本宗家や諸家相互間の相続や諸儀礼、私領における領主と家臣・領民の関係なども、今後検討の必要があると思われる。

### 第三章 吉貴の藩政復帰と和泉家の再興

#### 第一節 吉貴の政務復帰

##### (一) 忠頭の元服と吉貴

第三章では、越前(重富)島津家同様に吉貴により再興され一門家とされた和泉(今和泉)家などの事例をとりあげる。まず越前島津家再興以後の、吉貴・藩主継豊をめぐる動きについてみよう。

吉貴娘(満姫)婿であった近衛家久は、元文二年八月二十七日に死去した。しかし以後も近衛家との関係は継続する。<sup>(15)</sup>一方江戸では元文四年八月四日に、島津忠頭(継豊嫡子・六代藩主宗信)が竹姫の猶子故に、將軍吉宗から忠頭の嫡子代々「松平」姓を許された。<sup>(16)</sup>

忠頭の元服は同年十二月一日に行われ、「松平薩摩守宗信」と名乗り、従四位下・侍従に叙任される。<sup>(17)</sup>これに先立ち、十一月十六日には幕府から改名における名乗りの下の字について二案程度の提出を求められ、在府の継豊や水野岬守(忠定。桑名藩松平定重の子で姉が吉貴室)の内談を経て一八日に幕府側へ伺書を提出している。ただこの名乗の字については、事前に吉貴の意向が伝えられており、<sup>(18)</sup>実名の勘考は記録奉行町田俊雄が行っている。

因みにこの元服・一字拝領の折紙写が、この後国元の吉貴へ届けられるが、それが書判(花押)であったことにつき、記録奉行へ近代の例の

調査が命じられている。綱貴(三代藩主・吉貴の父)元服の際における一字状は書判だったが、以後吉貴・継豊の場合は黒印であった。吉貴は、この相違について関心を抱き、当代が全て書判、または黒印ながら人により書判の区別があるか、島津貴儔を通じて江戸詰家老へ問合せている。家老島津久春は「去方様」(奥右筆飯高胤寿)に確認、国持大名の正式な元服において与えられる一字状は書判であるが、吉貴・継豊の場合、偶々綱吉は老齡、家継は若年故に黒印であり、奥右筆衆に内々確認しても書判であることが伝えられている。この一件は、吉貴の元服及び書式に関する関心の高さを示している。

この後宗信は、尾張徳川家宗勝の娘・房姫と縁組する。元文五年四月二八日に継豊の名代阿部伊勢守正福に命じられ、一月に許可、国元の吉貴に対してもこれを祝う徳川家重や天英院(近衛基熙娘・徳川家宣正室)側からの書状が届けられている。なおこの間の元文四年八月五日には、高輪藩邸において吉貴正室松平定重娘が死去(霊龍院)、天英院からも香奠が届けられている。

### (二) 吉貴の政務復帰と天英院の死去

国元では、元文元年二月・二年五月・三年十一月と、吉貴と側室郷田氏(於幾)の間に、壯之助に続いて知之助(久亮・宮之城島津家久倫養子)・徳姫(正室松平氏猶子・島津久定室)・小源太(貴澄・異母兄貴儔の養子)が続けて生まれた。元文五年九月には吉貴の新たな側室近藤三左衛門嘉包娘との間に女子(於民。伊勢貞矩室)が生まれている。

元文三年一〇月五日、吉貴は在府中の藩主継豊を通じて参府延期を願ひ出、また継豊も(同年三月一六日の滞府願に引き続いて)一二月五日に、翌年の滞府を願ひ出、それぞれ許可されている。元文五年八月付の

島津吉貴内意書において吉貴は、隠居方の家老比志島範房・若年寄島津久道を通じて「太守様御病中ニ而江戸江被成御座候故」、御用筋は吉貴に依頼し、隠居ながら磯において政務をみるようになったこと、家老達が軽微なことは申し上げず少しでも「御用薄キ様ニ相心得罷居」とは思われるが、「間々大形之儀茂可有之哉と被思召候」ので家老以下諸役人へ引締を通達している。継豊は同年一二月七日、再々度在府を願ひ出て許可され、また寛保二年(一七四二)一〇月一八日にも吉貴の参府延期願、一二月六日には継豊の滞府願が出され許可されている。

この間、寛保元(元文六)年二月二八日、天英院は西の丸にて死去し、吉貴・継豊や信詮院(綱貴側室)・宗信・菊姫へその遺物が送られている。天英院の死去は、少なくとも島津家にとっては、内々に幕府大奥へ対する有力な伝手を失ったことを意味している。

### (三) 知之助の元服と座配

寛保二年二月二五日、吉貴は宮之城島津家の知之助(久亮)の元服に際しても、壯之助の場合と同様に磯邸で十文字紋付の服を与え、嫡子代々に十文字紋を許可している。吉貴が忠紀同様に、隠居後に生まれた側室との子に対して厚く遇していたことがうかがえる。

家格を表す年頭御礼着座(座配)について、寛保二年八月付の島津吉貴内意書には、久亮の宮之城家家督相続について「何ぞ御規式事、月次御禮之格式、先頃被仰出候得共、委敷無之候故、左之通被思召事ニ候」として、

一年頭御礼

公義之御格式(三者)

御三家御着座之末席、松平加賀守様御着座被成候様成事ニ而、御一

門并部屋栖之小源太殿之末席<sup>二</sup>一列<sup>二</sup>而無之、只今之次第<sup>二</sup>而候、

女 蕃殿  
(高津吉徳)

周 防殿  
(高津忠光)

兵 庫殿  
(高津久門)

小源太殿  
(吉貴庶子吉徳)

圖 書殿  
(高津久光)

右之心<sup>二</sup>而候、月次御禮者御一門<sup>二</sup>所<sup>二</sup>御出、御挨拶有之、其次圖

書殿御目見可有之候、大身分之人<sup>二</sup>其身圖書殿之格之人有之時者、

右之通<sup>二</sup>可有之候、獨禮格之家筋<sup>二</sup>而無之、(雜字、男久峯)島津太郎次郎殿・入来

院千之丞殿杯之様成人ハ、大身分之部屋栖之次<sup>二</sup>御禮可有之候、御

國持格之御大名之御禮之席<sup>二</sup>、御國持<sup>二</sup>而茂無之御方茂、四品<sup>二</sup>被仰

付候<sup>而</sup>ハ、其列<sup>二</sup>御成被成候様成事<sup>二</sup>而候、

八月

とある。ここには幕府御三家の次に着座する前田吉徳の例が引用され、

また元来国持でなくとも位階により同列になる例が示され、一門家の三

家に次いで、(元来一門家でなく大身分の)宮之城家の久亮が月次御礼を

するよう定め、また継豊三男・四男も(元来大身分ではないが)大身分部

屋栖の次とされている。吉貴及び継豊子弟の入った家の処遇について、

幕府の礼式が意識され厚遇されている。次節でみる和泉家の再興(今和

泉家)も併せてみる時、子弟に相応しい家と格付、家が不足の場合新たに

由緒に基づく家の再興を行う吉貴の意向が推測できる。しかしそれだけ

かどうか。越前・和泉の両家再興は、未だ将来の成長も定かではない

数え四歳・満二歳の幼児をして示されたのである。

## 第二節 和泉家再興前後

### (一) 三次郎の和泉家跡相続

寛保二年(一七四二)二月二日、吉貴と近藤氏との間に三次郎(忠

卿)が生まれる。延享元年(一七四四)五月二五日、吉貴は藩主継豊に

代わり三次郎に和泉家名跡を継がせ、「二男島津周防忠紀之例」に倣い源

氏姓を許可、二男家・名字「島津」氏・一門家の扱いが定められ「家格

連名列島津玄蕃貴儔次」とされる。<sup>(13)</sup>延享元年五月付の島津継豊仰書に

は「總州様(吉貴)御隠居跡儀付高被下恩召候、依之和泉家名跡一門之

列<sup>二</sup>申付嶋津と可名乗候、一所之地も可遣候」とある。和泉島津家再興

は、三次郎に対する吉貴自身の隠居跡の相続であった。

「今和泉」の称は、同年二月二日付の島津継豊達書による。同文

書には「右頼娃・指宿之内絵図面之通一所之地遣候、所之名今和泉と可

唱候」とあり、また鹿兒島に屋敷を願ひ出ればその際に遣わす、とする。

翌年二月朔日付で継豊から領知宛行状(判物)が発給された。<sup>(14)</sup>

寛延四年(一七四九)一〇月二日、七代藩主重年より「忠」字が許

可され、<sup>(15)</sup>翌日には今和泉家二男以下に対して人により「久」「卿」二字

を使用することが通達されている。ただ磯屋敷は以前の仮屋地とし

て返上することも通知されている。<sup>(16)</sup>

前述のように、延享元年一二月に越前島津氏系図一卷・家譜六冊が忠

紀へ渡されたように、三次郎に対しても、記録所で編集した和泉家系図

一卷に同古文書五通一卷を添え付与することが、延享二年九月一五日付

の島津久甫外五名連署証状で通達されている。<sup>(17)</sup>和泉家系図・文書の編

集経緯の詳細は不明だが、おそらく吉貴の指示に基づいて、記録所にお

いて越前島津家系図・家譜編集とほぼ同時期（あるいは引き続いて）編集されたのだろう。中世断絶の家の継承、一所の地の給与と名付け、元服における「忠」字許可、そして関係の文書を与え系図を編集させる点は、全て越前島津家再興が先例とされたのである。

以後、越前（重富）島津家・和泉（今和泉）島津家では、家譜の編集が継続して行われたと推察される。和泉家の家譜については不明だが、越前（重富）島津家については関係の史料が残されている<sup>(15)</sup>。

## （二）「小松」安之助

越前・和泉両家の再興とほぼ同時期、吉貴庶子の扱いについて注目されるのが、祢寝家猶子・安之助の「小松」改号である。本件については別に述べたので、ここでは必要な内容を略述するにとどめる。

安之助は延享元年二月六日、側室近藤氏を母として生まれるが、その生前から、祢寝家または吉貴の意向もあり、祢寝家二四代清香の猶子とされた。同二年正月六日に猶子とされ、二五日には江戸の継豊から「其方事依為祢寝家猶子相用本家小松称号、以来嫡子代々可称小松者也」との判物が安之助に授与される<sup>(16)</sup>。

元来「建部」姓の祢寝家は、近世に「平姓」を唱え、元禄年間には家老の祢寝清雄（祢寝家二一代）が、平姓西洞院庶流の公家平松家と関係を深めて「小松」改号を働きかけたものの、証拠となる文書もなく当時の記録奉行（伊地知重英）がこれを否定、結局断絶した経緯がある。清雄養子に綱貴五男清純（二二代）が入り、嫡子清方（三代）の養子には島津大蔵久春二男の清香（祖母は清雄娘）が入り、清香もまた「小松」への改号を働きかけるに至る。延享元年二月十九日、記録奉行川上親央・町田俊雄はこの件を吟味するが、元禄以来の「平姓」や平松家との

関係などの事実を基に問題なし、と結論付けた。継豊の判物は正月二五日に磯邸で清香が拝領するが、同時に（吉貴が隠居以来使用していた）「桐之丸紋」も安之助へ与えられていることは、この件における吉貴の積極的関与を推測させる。

但し、小松安之助は宝暦六年（一七五六）二月二一日、継豊の命（藩主は重豪）で実兄の和泉（今和泉）島津忠卿の後嗣とされ、祢寝家を辞去する。祢寝清香は、安之助が「小松」を認められた事実と継豊の判物が残されたことを改号の根拠として同一一年に訴え、一二月二九日に「小松」号を許可された。また家紋は、宝暦五年清香上京の際に「柏葉相向家紋」と平松家に関わる「蝶丸之紋」を同家に打診し了解を得ている。

このように延享元年から翌年にかけて、越前島津家忠紀の独立（本丸から出て鼓川の重富屋敷に入り系図なども移動）、三次郎の和泉島津家跡相続、そして安之助養家祢寝家への「小松」改号許可は、吉貴の意図に基づいて同時期に決定され実現したことが確認できるのである。

## おわりに

吉貴の庶子二名が中世に断絶したとされる越前・和泉島津の二家を相続、新たに一門家四家が設定された背景や理由は何だろうか。勿論、同時期の徳川家における田安・一橋家の成立が影響を与えたことも否定できないが、直接の理由とは確定し難い。

この点について、天保五年（一八三四）の記録奉行相良甚太夫・篠原善助連署吟味書<sup>(17)</sup>は興味深い。本文書は、八代藩主重豪の庶子・左近久<sup>(18)</sup>呢が同年五月二六日に死去した後、<sup>(19)</sup>○代藩主斉興（重豪孫）が「御跡

可被召建哉」と考え、家格連名の次第を内々に相良に調べさせたものの報告留である。卒去以後ではあるが、生前諸太夫に叙任され「外々御末子様と者御身柄被為替候付、御跡を被建」たいというのがその理由で、家格は一所持とした際に連名は何処に当たるか、というものであった。報告では、左近が重豪七男であること、綱貫の代に定まらなかった家筋連名については吉貴の家督以後、正徳年間に決定したことを述べ、「御直別之家々」を列挙する。以下その内容をみてみよう。

吟味書ではまず「御一門方四家」差次として、「御二男家」の日置・花岡家、「他腹之御長男家」川上家、「準御二男家」島津久馬（光久庶子大藏久明一流）を挙げ、特に大藏久明の準二男家の経緯を説明、但し舎兄八人が諸家養子・天亡のため準二男家となったと思われるが委細の記は不明とする。次に「御三男家」の宮之城家・豊州家・永吉家・佐多家・佐志（司）家と「準御三男家」島津助之丞（加治木二男家・忠廣一流）家、以下四男家新納・五男家樺山・六男家都城（北郷）家、「御四男家」桂家、「準御四男家」島津頼母（光久庶子頼母久記一流）、「準御五男家」島津求馬（光久庶子求馬久房）、「御七男家」喜入家を挙げ、以下連名は省略し、特に頼母久記と求馬久房の準四男・準五男家成立とその後<sup>(15)</sup>の経緯、具体的には役職や経済的困窮、相続や進上物などについて詳細に記す。また喜入家については島津氏九代忠国七男であり先祖代に軍功があること、光久庶子安房久亮が養子に入ったことを述べる。そして、改めて諸格式が吉貴により定められ、重豪により整備されたことを記した上で、左近跡がもし一所持としてたてられるのであれば「御系図面之通天倫之御七男御順を以」七男家喜入家の次と、相良・篠原連名で九月二〇日に答申している。

しかし相良・篠原は二五日付の答申で、義弘娘・御下の功績でたてられた佐志（司）家の事例<sup>(16)</sup>を挙げ、「一所持之一列者御一族・他家共、古来軍功之戦死又者治世相成候而茂、無據御連枝方又者為抽勲勞重キ御由緒柄等之外者無御座、誠不容易御取持御座候」であり、左近は「御一世中何ぞ御家ニ付、格別御勲功迎者不被成御座」と断ずる。また愛情の余り左近跡をたて家格相当の資材などを進めることは、別紙の光久庶子久馬・頼母・求馬同様「至永年 公室之弱ミと相成可申歎之心付御座候付」報告したこと、この一条は吟味も命じられていない件だが、報告しないことも「却而押包候筋合」故に述べたと記す。結局、左近跡の別家はたてられなかった。

この吟味書は、家筋の吟味をその職分にする記録奉行が、吉貴・重豪代に薩摩藩武家社会の家格が整備確立されたという認識を示すものである。しかし、「御一門方四家」の成立事情、具体的には吉貴（藩主は継豊）代に再興された越前・和泉家跡の相続・再興については全く顧みられることはない。既にこれは吟味の対象外だったのであろうか。他方で吟味書では、二代藩主光久の庶子による準四男家・準五男家の成立事情については、準二男家・久明一流の先例によると述べ、久明家の成立事情は舎兄の養子・天亡以外詳細不明とするのみであり、積極的に評価するものではない。

壮之助は、兄・忠五郎の加治木家養子（早世）・久典（貴備）の垂水家相続により吉貴二男とされ越前島津家跡を相続、三次郎も（兄貴澄が貴備養子となったため）三男として和泉家を相続した。このことが問題にされない理由の一つには、一所持ではなく一門家であること、さらにはその家が中世以来の由緒に基づき再興された形をとったためではないのか、

と考えられる。すなわち、本宗家にとつて、常に「脇の惣領」は必要であり、近世初期の垂水・加治木家成立以後、時代が下るなかで、新たな「脇の惣領」家の創出のために、しかるべき由緒に因んで再興された両家に期待されたのは、(鳥津家の場合、本宗家家督が幼少で死去することは現実になかったもの)本宗家家督継承可能な子の受け皿を増やす、ということが挙げられる。勿論吉貴個人の意向もあろう。吉貴代においては、幕府との関わりや諸制度の整備がすすめられた点は、別稿「鳥津吉貴の時代」でも述べた通りである。壮之助・三次郎いずれもそれぞれ吉貴側室於須磨跡・吉貴隠居跡の相続者であったことも確認できる。しかしなお、壮之助・三次郎が、いずれも本宗家に対して何ら功績のない幼児でありながら、新たな家の相続者に指定された理由について、筆者は明確に答えられないままである。歴史に「もし」はないが、仮に元服以前に彼らが夭折した場合、どのように両家は再興され維持されたのだろうか。徒な推測は無用だろう。読者の御叱正をお願いしたい。

### 註

(1) 同家は一五代で断絶したとされる越前鳥津家跡を、近世中期に壮之助を一六代として継承させ再興された家であり、重富はその私領の惣名である。本稿では再興された同家を越前(重富)鳥津家と示す。

(2) 享保十九年(一七三四)九月三日生。

(3) 「越前鳥津家文書」を紹介したものに、丸山晴久「鳥津忠兼について

(上)―建武年間の合戦を中心として―」(『金沢文庫研究』第一六卷―第一号、一九七〇)、湯山賢一「越前鳥津家文書について」(『古文書研究』一四・

一五、一九七九・八〇)、『龍野市史』第四卷(一九八四)、企画展示図録「中

世の武家文書―館蔵資料から―」(国立歴史民俗博物館、一九八九)所収の田

中稔「越前鳥津家文書」解題及び水藤真「越前鳥津氏の系図と文書」・福田豊

彦「越前鳥津家文書」文和四年の一揆契状」がある。なお「鹿兒島県史料

旧記雑録拾遺諸氏系譜」(以下「諸氏系譜」)二(一九九〇)には、薩摩藩記

録所で編纂された越前鳥津家系図・文書が収められており、また明治期に伊

地知季通により編纂された「旧記雑録」には、旧藩記録所の編纂した近世に

おける系図や越前(重富)鳥津家家譜を利用して「越前鳥津家文書」が編年

で収められている。「鹿兒島県史料 旧記雑録前編」(以下「前編」)一・二

(一九七九・八〇)。また「越前鳥津家文書」の移動・編纂について五味克夫

「越前鳥津家文書の伝来について」(『鹿兒島中世史研究会報』三九、一九八

一)・「諸氏系譜」二解題・「流転の古文書―越前鳥津家文書について―」

(『鹿兒島県大学図書館協議会会報』九、一九九二)がある。近世分の一部は

「特別展図録 越前(重富)鳥津家の歴史」(始良町歴史民俗資料館、二〇〇

四)に紹介されている。特に元文二年の再興に関わる考察には、同図録第二

章の五味克夫「越前鳥津家系図・文書研究の一齣―本宗鳥津家による元文年

間の播磨越前鳥津家調査について―」がある。越前鳥津家再興前後の文書・

記録は「鹿兒島県史料 旧記雑録追録」(以下「追録」)四(一九七四)参照。

(4) 忠卿。寛保二年(一七四二)二月二日生。

(5) 新城鳥津家文書の伝来・内容と近世初期の家督相続を論じたものに、五

味克夫「新城鳥津家と越前鳥津家―末川家文書の紹介―」(『鹿兒島中世史研

究会報』三一、一九七二)・「家久公御養子御願一件」解題(『鹿兒島県史料

集』第一五集、鹿兒島県立図書館、一九七五)・「新城鳥津家々譜所収文書」

(『鹿兒島中世史研究会報』三二、一九七四)・「薩摩赤松氏について」

(『同』三九、一九八一)・「鳥津久章一件」史料並に覚書(旧記雑録後編

六・附録一付録『月報』八、一九八六)、『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺家わけ』(以下『家わけ』)十所収「新城島津家文書(東大史料編纂所・黎明館所蔵)」「解題(二〇〇五)、『家わけ』十一所収「末川家文書」解題(二〇〇八)

がある。この他、西本誠司「島津義弘の本宗家家督相続について」(『鹿兒島中世史研究会報』四三、一九八四)、長野ひろ子「島津義久の娘たち」(『日本歴史』四九九号、一九八九)、重永卓爾「末川文書」(『都城市文化財調査報告書』二二、都城市教育委員会、一九九二)、拙稿「越前島津家再興問題と記録奉行伊地知重英」(『伊地知助右衛門雑記』)及び「伊地知助右衛門家筋之事」

二点の史料から」(『鹿兒島史学』四八、鹿兒島県高等学校歴史部会、二〇〇二)参照。

(6) 文暦二年八月二八日付関東下知状(『家わけ』十所収「指宿文書」一号。『前編』一の三八九号原註には「越前島津氏元祖忠綱譜中」「正文在高岡衆推宿左近兵衛忠貞」とあり、指宿氏所蔵原本を近世藩当局が採録したことを示す。『家わけ』十「指宿文書」五味克夫解題参照。

(7) 『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集』(以下『季安』)五(二〇〇四)所収「諸旧記文書」一一二号。

(8) 中世の越前島津家の活動や赤松氏の動向については湯山賢「越前島津家文書について」、水藤真「越前島津氏の系図と文書」、『龍野市史』第一巻(一九七八)・第二巻(一九八二)、『兵庫県史』第三巻(一九七八)第二編中世第三編近世、『福井県史』通史編2・中世(一九九四)参照。

(9) 五味克夫「越前島津家系図・文書研究の一餉—本宗島津家による元文年間(10) 現・末川家文書(黎明館寄託)、『家わけ』十一所収「末川家文書」一四号の興宗寺算田帳。

(11) 『季安』五所収「諸旧記文書」一五・一六号、東京大学史料編纂所所蔵島津家本(以下島津家本)「播州島津家略歴・伝来系図書類并重器写真」(越前島津家由緒承合候日記全)。

(12) 『薩陽武鑑』(尚古集成館、一九九六)。

(13) 『鹿兒島県史料集』第三集(一九七三)。

(14) 用人赤松則春の名は、元禄一六年(一七〇三)三月二日・宝永元年(一七〇四)五月二二日の島津吉貴参勤・帰国随行者中にみえ(『追録』二の一四二五・一六八八号)、五味克夫「薩摩赤松氏について」紹介史料(後述)では正徳三年(一七二三)五月三日に「赤松又十郎」宛に対する赤松家由緒に關わる系図文書などを次渡している。また島津家本「国老用人記」参照。

(15) 『寛政重修諸家譜』卷第四百六十七によれば、元禄六年一〇月御先弓頭、宝永五年八月一日に家号を石野から赤松に復すことを許され、正徳元年五月一日に日光の奉行、同三年寄合に列し享保四年(一七二九)二月六日致仕とある。

(16) 石野雅植と島津家由緒については拙稿「島津家由緒をめぐって—元禄から正徳期における政治的役割—」(旧記雑録付録『月報』二八、二〇〇七)、網貴・吉貴代における家筋と家号・系譜意識について拙稿「小松」改号一件—近世衞寝氏の系譜意識と島津吉貴—(『黎明館調査研究報告』二〇、二〇〇





私先祖よりも 公義之儀旁身ニ掛御取持中上候、尤 御參勤之節ハ御中途迄  
茂御供之者差上、御在京之内ハ猶以其通仕、種々御為宜為仕出候、然者四百  
年ニ及御奉公仕候、其儀御記録所江具ニ相知可有御座候、

右之訳故、私先祖播州没落之刻、島津周防守殿御一家同道ニ而志布志ニ着岸  
仕、松山之内中嶋と申所ニ三代罷居候、其段ハ松山ニ申傳、今以松山之衆  
其通存知之人多候、

上方江罷居候内より別而御懇意ニ被遊、其故ニ而候哉、赤松次郎四郎儀、忠  
國様御姫御ニ被仰付候、

私祖母ハ北原家ニ而候、龍伯様江茂乍恐御由緒有之候故ニ而候哉、節々被  
召出難有仕合ニ而候山、祖母中候を私覚罷在候、

赤松肥前儀茂、義昭將軍御代迄ハ松山江被召置候得共、信長御代ニ被召出、  
龍伯様より忝御取持之儀、山田昌巖・三原次郎左衛門能存被罷居候、只今之  
次郎左衛門茂承覚罷居候、其外ニ茂承候人有之候、

私儀ニ男少高ニ而罷在候得共、右之訳故小番被 仰付被下度与前ニ奉願候、  
龍伯様御代御取持之様子、山田昌巖・三原次郎左衛門存知ニ而候、被逐御沙  
汰候ハ、本望与中上候処ニ、前之仁禮覚左衛門を以御尋被成候処ニ、別条無  
之ニ付小番被 仰付候、其段万治四年かと存候、御用帳ニ右件相知可有御座  
候、

龍伯様よりハ恐多候而難中程之御取持ニ而御座候、其段ハ慥ニ證拠有之候、  
先祖御國江罷下候以後、四人迄逐戰死御奉公仕候、

私迄茂赤松血絡断絶不仕候、親儀ハ養子ニ而候得共、本家鯨島ニ而候、此鯨島  
家茂代々首尾能被召仕、於 御前元服杯為被仰付筋目ニ而候、右両家系圖ニ茂  
相見得、并親類共迄于今存命之者多々有之、別条無之候、

母方ハ赤松家之血筋ニ而候、右親類多々有之、此段皆無別条存罷居候、

右之通ニ御座候得共、祖父數年守空家罷居候、右私親以前ニ被召仕者茂無之、  
御家老衆茂私筋目之様子御存被成様茂無之候、然其次郎右衛門私迄茂忝被召  
仕候ニ付、於御當地御太刀旗元衆ニ茂大身ニ而郷十二而罷居候者ニ數代之家来  
筋之者餘多有之候、左様之者私儀承傳音問仕儀ニ候、是以忝被召仕候故、只  
今先祖之名を茂再奉仕候而、畢竟御蔭を以難有奉存候、然者此上之願中上候  
事、誠以冥加恐多奉存候得共、以來迄之面目ニ御座候故、別紙之通ニ奉願候、  
ケ様ニ御當地ニ而諸人茂御存儀ニ候得者、此節御取立ニ被遊、奉願候通ニ被  
仰付被下度候、父方母方共數代首尾能為被召仕者共ニ候得者、筋目無之者を  
御取立与奉願ニ而も無之、中比衰申候而前之様子無御存方茂御座候得共、一門  
中存命之者有之、別条無之儀候故、此節被逐御詮儀候而成共被仰付度奉願候、  
以上、

三月廿二日

赤松前記右衛門

野村太左衛門殿

覚

曆應二年 貞久様京都江被遊御詰候時分、赤松家より御取持為中上儀共有之  
由候、

一應永十四年 元久様御代伊集院頼久上洛ニ而、屋形作之儀御申被成候時分、  
赤松家より御取持仕、首尾能相濟、頼久 御目見迄為相濟由候、

應永十七年 元久様御上洛之時分茂、前以赤松家江御内談被仰聞御取持中上、  
且又何之國役相掛筈之儀共為有之由候処ニ、是茂御取持仕、首尾好為相濟之  
由候、右之通ニ相傳申、右段々委細之儀者御記録所江相知候半与存候、島津周  
防守殿播州江被成居住候故を以 御家御代々赤松家代々御心安為被仰聞由候、  
周防守殿赤松家より御取持中候段ハ、嶋津志岐殿御取持被成候文書ニ茂相見  
得候、左候而赤松満祐代迄從 忠國様御音問被仰下、其故ニ満祐没落之時分、

嫡子彦次郎 御家を奉頼為罷下由候、

一 右彦次郎罷下候而二代目赤松次郎四郎則秀牢人之躰ニ而罷居候得共、嶋津忠康息女縁組被仰付、就夫 忠國様より堀川宰相殿江御遣被成候御状、石野八兵衛殿方江御取持被成候、

一 右次郎四郎子肥前則重妻ハ平山越後守近久之息女ニ而候、右之子肥前義季妻ハ北原武藏守兼奉之妹ニ而候、北原家之儀者御由緒為有之故ニ而候哉、肥前死去之後、肥前娘 龍伯様御前ニ折節被召出被遊御存候故、御訴申上、御知行 拝領為仕由候、

一 私曾祖父赤松肥前弟甲斐介娘ハ壹岐助右衛門妻ニ而候、其孫私母ニ而候、甲斐介老人之娘ハ弟子丸藤左衛門殿妻ニ而候、其娘伊東戀齋老母ニ而候、

一 田尻嘉兵衛殿事牢人ニ而御國を奉頼參上候処ニ、其子八兵衛殿ニ男嘉右衛門殿御目見之時分、御太刀進上被仰付候、嘉兵衛殿儀ハ私女房之祖父ニ而候故、委細為存事ニ御座候、

右者此節子共 御目見願ニ付、右之段々入用之儀茂可有之候処ニ覺無之儀茂可有御座与存、書付遣候由、

元禄六年  
亥七月廿日

赤松次郎右衛門

赤松甚右衛門殿

覚

一 蛟嶋家之儀者蛟嶋四郎宗家以後代々阿多居城ニ而候、其外河邊山田領地ニ而領分之町反并境付迄相記有之候、

一 蛟嶋一流阿多加賀守指宿在所ニ而、應永十七年 元久様御上洛之時分致御供、

一 公方様江御太刀進上ニ而 御目見名替迄仕候、此外北郷氏・樺山氏・蒲生氏

一 野邊氏・平田氏扨同前ニ為被仰付候之由候、此段ハ御記録所江相知候半、此

方江茂委細相記有之候、

一 蛟嶋四郎拾六代玄蕃亮宗延之弟四郎兵衛宗祐事、私親赤松宮内左衛門曾祖父

ニ而候、右四郎兵衛天文廿四年正月廿二日致戦死、四郎兵衛孫蛟嶋喜右衛門事阿多ニ居住候処ニ、穎娃没落之後阿多より穎娃江被召移候、喜右衛門母ハ種子田七郎右衛門娘ニ而候、

一 右七郎右衛門嫡孫種子田七左衛門、于今穎娃ニ致居住、且又大田筑前事茂種子田七郎右衛門娘之子ニ而候、筑前ニ男平右衛門儀、當分穎娃ニ中宿仕罷在候、

一 蛟嶋喜右衛門子喜太郎事幼少ニ而、親喜右衛門致死去候ニ付穎娃ニ居住之儀親類共より御断申上、若年之時分鹿兒嶋江罷移候、然者私母ハ赤松甲斐曾孫ニ而、赤松家血筋ニ而候故、私父喜太郎縁組并赤松家跡目被仰付度之旨、平山对馬より御断申上、如斯赤松家相續被仰付、宮内左衛門与改名被下候、

一 平山对馬事ハ、平山越後守近久之ニ男久賢松元家之養子ニ而、其以後四代日號松元主殿与候、此段松元家系圖ニ茂相見得候、然處ニ越後守曾孫平山左馬頭於松山城戦死之後、平山家ニ嫡流及断絶候ニ付、松元主殿血筋之故ニ 義弘様より平山家相續被仰付、平山对馬と改名被下候、对馬妻ハ赤松甲斐曾孫ニ而、旁以赤松家ニ由緒有之候故ニ、赤松家之儀差引為被仕候云々、

右之段々見合ニ茂可能成与存書付遣候、以上、

亥七月廿日

赤松次郎右衛門

赤松甚右衛門

一 此與ニ石野八兵衛殿状其外堀川殿江之御状又ハ上井伊勢殿日帳ニ写三原昌安證書蛟嶋及月子息元服之例書等有之候也、

一 右赤松甚右衛門嫡子ニ男甚太郎初而之 御目見願之儀、元禄十四年巳年

於江戸甚右衛門より被申出候同年十一月之御帳面写ニ而候、取次野村太左衛門ニ而候、右願書ニ赤松次郎右衛門より其前方多年甚右衛門江被申越候由緒書を茂甚右衛門より相添候而差出候写、何れ茂右ニ記置候通ニ而候、甚右衛門家筋之儀、同名次郎右衛門より右之以後被申出候ニ付、元禄十六未年御記録奉行調書被差出候趣とハ右之<sup>レ</sup>ノ年被申出候筋トハソコ<sup>ノ</sup>相違候所有之候、実儀難取請家筋ニ而候、赤松本家ニ而者無<sup>ニ</sup>之相究り候、親赤松宮内左衛門代ニ御記録所江被差出置候系圖、平田古清<sup>（親せ）</sup>右衛門被書留置候筋と、巳年甚右衛門於江戸申出候筋と未年於御國元申出之筋と二段ニ相替候、是本家ニ而無之證據分明ニ候事、

(20) 『家わけ』九所収「志布志野辺文書」二四号。

(21) 野辺氏・野辺文書について、拙稿「大神考」(『鹿兒島史学』四七、二〇〇二)、『都城市史 通史編中世・近世』(『都城市史編さん委員会』二〇〇五)など参照。

(22) 『諸氏系譜』(一九八九)所収「諸郷地頭系図」の申良地頭には赤松次郎右衛門(則卷)の名がみえ「元禄六年一月五日より」とあり、次の地頭名越右膳恒渡が宝永七年八月二〇日よりと記される。

(23) 天正二年(一五七四)に肝付氏を屈服させた島津氏の直轄領となり、伊集院忠棟(幸侃)が城下の整備などをすすめたが文祿検地以後に都城に移封、島津信久の所領となり、清水(現・霧島市)から慶長二年(一五九七)に信久が移ったという。信久は、翌年に人質として上洛、また慶長七年・同九年にも上洛したように、豊臣政権・徳川幕府に対する人質(証人)の役割を果たしている。祖父・以久(彰久の父)が幕府から佐土原藩主に封じられ、信久は垂水と鹿屋を兼領した。以久が慶長一五年に死去した際には、その後継者ながらこれを受けず垂水に留まった。佐土原藩は以久三男の忠興が相続す

る。寛永元年、嫡子久敏の死去後、養子は藩主家久の子・又十郎久貞(忠直・久直)とされ、寛永四年(一六二七)頃には隠居地の鹿屋上名村(上之村)に居住、母新城は鹿屋から新城の地に移り、その所領を基に孫の久章が新城島津家を興し、鹿屋の地の大部分は同家の所領となる。

(24) 垂水島津家の祖は、島津氏一五代貴久の弟で永禄四年(一五六二)七月二日に大隅国廻の戦いで戦死した忠将。忠将、以久、彰久とつながる。

(25) 天正一三年(一五八五)四月四日生。月日は『垂水市史料集(六)』(垂水市教育委員会、一九八五)所収「垂水島津家家譜」による。

(26) 「垂水島津家家譜」。

(27) 寛永一七年九月二二日付の家老伊勢貞昌宛の新城覚(季安)七(二〇〇七)所収「琴月様御養子願之儀伊勢貞昌相勤候事件調」(以下「事件調」)二七号。また信久存命中には垂水家から家久に対して銀子百貫が用立てられたが、新城はこれについても「年内為御返弁御知行被下候」と要求し、これが「今度被召上候、迷惑ニ存候」と述べている。

(28) 山の寺。開山を覚正とする曹洞宗寺院。覚正は伊集院の生、懐妊した母親の胸に卍の印が現れたという。京都・南禅寺で学び帰国後も各地で修業、応永三〇年(一四二三)頃に川辺と谷山境にある熊ヶ岳に草庵を設けたという。政治的重要人物を監禁した寺でもあった。後述する、島津久章の闘死した谷山清泉寺は宝福寺の末寺。寺域内には建長三(一二五二)銘の阿弥陀像があり、在銘の磨崖仏では県内最古とされる。同寺を再興したと伝えられる覚正の墓や五輪塔群などと共に島津久章の墓石がある。『三國名勝図会』(青潮社、一九八二)・『鹿兒島県の地名』(平凡社、一九九八)参照。

(29) 「事件調」四〇号。

(30) 『鹿兒島県史料 旧記雑録後編』(以下「後編」)六(一九八六)の二三

二号。

(31) 「事件調」二七号。

(32) 前年七月二日付の新城宛久章書状(『家わけ』十所収)「新城島津家文書(東大史料編纂所)一五三号」に、先年信久から本家へ用立てた銀子百貫について、伊勢貞昌から市来家尚を通じて、この元利が利息付で三五〇貫、知行にして二千石相当となり、その知行を久章へ賜る件が伝えられている。

(33) この背景には、当時都城の北郷忠能治世下の問題や混乱、嫡子で家久輝の翁久の死去(寛永五年七月)に関する風聞、北郷家老一族の肅正、翁久の弟忠亮の早世(寛永十一年二月江戸において死去)などがあり、藩政安定の上でも藩主子弟人事は重要だったと考えられる。一月二六日付で家久は忠直に対し教訓を与え(『後編』五(一九八五)の七九五号)、家中引締・領民の撫育などを強調している。推定寛永十三年五月二五日付の条々(『後編』五の九一九号)では、学問修行を命じ忠直を戒めている。

(34) 慶長二年八月四日付の伊集院幸侃(忠棟)知行目録三通及び寛永四年九月二五日付の島津久元外二名連署知行目録二通(『末川家文書』八・九・一〇・一一・一二・一三号)。

(35) 「諸郷地頭系図」鹿屋の項には忠顕が寛文九年五月二八日から、久侶が同一一年四月朔日から、そして久茂が元禄二年五月九日(『諸氏系譜』三所収)将一流系図では三月二七日)に補任されたとある。

(36) 御平(義久長女)の子・忠清の娘を母とする。

(37) 『後編』三(一九八三)の二四〇・六六〇・二二七六号、『後編』四(一九八四)の一六八六・一八六〇号、『末川家文書』一一号、『後編』五の四〇一号。

(38) 拙稿「島津氏「支流系図」に関する考察―名字・実名字規制及び家格と

記録所を中心に―」(『黎明館調査研究報告』一九、二〇〇六)。

(39) 「諸氏系譜」二所収。忠清代での「越前島津家文書」保管と記録所の「支流系図」編纂事業、後に「支流系図」に加えられた「源姓越前島津正統家譜」について五味克夫解題参照。

(40) 「末川家文書」二二号。

(41) 推定元禄二年閏正月六日付某(高橋種周カ)口上覚(『末川家文書』二二二号)。

(42) 島津久侶口上覚留(『末川家文書』一三三号)。

(43) 推定元禄八年三月六日付佐多久遠口達之覚(三月八日付村出経智達書(『末川家文書』二四号))。

(44) 拙稿「薩摩藩記録所寸考(二)―伊地知重張の徳之島史料調査―」(『黎明館調査研究報告』一五、二〇〇二)・「薩摩藩文書奉行及び初期の記録奉行について」(『鹿兒島史学』五三、二〇〇七)参照。

(45) 拙稿「越前島津家再興問題と記録奉行伊地知重英―伊地知助右衛門雑記」及び「伊地知助右衛門家筋之事」二点の史料から参照。

(46) 「末川家文書」四二及び四〇・四一號。四〇号は年月日不詳、四一号は巳正月十二日付である。

(47) 三月二〇日付島津久春外三名連署証状(『越前島津家文書』近世分、『追録』四の二〇一五・二〇二一)。

(48) 「末川家文書」四三号。

(49) 「末川家文書」一四・五号。興宗寺は越前国坂井郡長畝に建立された浄土真宗本願寺派寺院。同寺の存在については栗林文夫氏の御教示による。伊勢貞親寄進状は、室町將軍家の御料所・播磨国河述北条の出島一町五段一〇代と山二箇所を公方御祈禱のため寄進したもの。七代將軍足利義勝が嘉吉

三年（一四四三）に死去後、八歳の弟が家督相続してこの年二月に義成を名乗る（後に義政）が、將軍職就任は文安六年（宝徳元・一四四九）である。伊勢貞親は義政の信任を得、政所執事となり幕政を左右した。

(50) 『家わけ』十所収「新城島津家文書（東大史料編纂所）」六六号。

(51) 五味克夫「日置島津家と垂水島津家―系譜と家格をめぐって―」（『鹿児島女子大学研究紀要』第十六卷第二号、一九九五）。

(52) 元文二年（一七三七）七月二十八日付で吉貴の「貴」字が与えられた。島津吉貴一字状（『追録』四の一〇八七号）。同年九月六日、「貴」一字を嫡々へ永く用いたいと貴備の願出が許可され、記録奉行へ記録保管が申し渡されている。以後同家の家督は、幕末に至るまで「貴」字を通字とした（『追録』四の一二二四号）。

(53) 拙稿「島津氏「支流系図」に関する考察」。

(54) 磯部道史「近世大名家臣団の社会構造」（東京大学出版会、二〇〇三）。

(55) 於幾は享保二二年二月に男子知之助（後に宮之城島津家久倫養子）を生む（『追録』四の八五八号）。

(56) 五代藩主継豊や垂水家久典の実母。宝永四年四月には「殿」から「様」付とされ、正徳五年には実母の取持が継豊から願い出されている（『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集』（以下『法令』三、二〇〇三）の一七三八・一七三九号）。

(57) 『追録』四の六七七号。

(58) 『追録』四の七二七・七二八号。

(59) 『追録』四の一〇〇七・一〇一〇号。

(60) 元文二年一〇月一五日に九歳で元服（中剃）する。（『追録』四の一三四〇号）。

(61) 『追録』四の一〇〇九号。

(62) 『追録』四の一〇一二号。

(63) 島津継豊宛行状（『追録』四の一〇一三・一〇二〇号）。

(64) 『追録』四の一〇一六・一〇一七号。また、越前家一五代までの位牌が新たに安置されるのは同年九月五日、八日には開眼供養の儀式が行われた（『追録』四の一三三三・一三三五号）。

(65) 『追録』四の一〇一八号。一〇月一〇日、この三名及びその妻女・嫡子夫妻は宗門手札・帳簿いずれにも年数記載が免除された（『追録』四の一三二三号）。

(66) 『追録』四の一〇六〇号。

(67) 『追録』四の一〇六二・一〇七二号。

(68) 応永一九年二月二日付清閑寺家俊奉口宣案・寛正二年五月八日付町廣光奉口宣案（『諸氏系譜』二の二二八・二二九号）。

(69) 壮之助抱守田中林角・大脇孫之進連署覚書（『追録』四の一六四号）。

(70) 『追録』四の一八九号。

(71) 越前島津家について監督的役割を担う。盛香はもと大野氏、宝永六年に山沢の名字を与えられた。継豊近習役・用人を経て享保一四年には竹姫（將軍家養女・継豊継室）御守殿方用人を勤めた。一時鹿屋地頭にもなる。この当時は吉貴の用人として越前島津家関係の全般を担当している。

(72) 『追録』四の一三四四・一三四五号。

(73) 『法令』二の一八七三号。

(74) 『追録』四の二二五六・二二五七号。

(75) 『追録』四の二二五九・二二六二号。

(76) 「歴代制度」に正徳元年一〇月初めて一所持の中から家筋について独礼

の者を大身分とされたが、家格として定められず、元文三年五月に日置島津家・花岡島津・都城島津家の三家が大身分として家格は一門家の次とされたとある。宮之城家は同年九月に大身分と記述される。天明六年(一七八六)七月二十五日、大身分は寄合以上の惣名とされ、従来の大身分四家は家名をもつて唱えることとされた(『法令』二の一八八七・一八八八号)。

(77) 拙稿「薩摩藩記録所寸考(四)」「伊作家事件」―島津氏支流の系譜・家格と記録所関係史料の紹介―(『黎明館調査研究報告』一七、二〇〇四)。

(78) 『追録』四の一三六六・一三六八号。

(79) 『追録』四の一三六四・一三六八・一三六九号。

(80) 『追録』四の一三六五・一三八三・一三八四号。なお方石以下大身分・大目付は五〇歳で許可されている。

(81) 『追録』四の一三〇三・一三〇六号。

(82) 『追録』四の一三二一号。

(83) 『追録』四の一三三三・一三三四・一三五五号。

(84) 『追録』四の一三〇七号。島津家本「御支族系統調帳 重富」には安永二年(一七七三)十二月に一七代忠救が鶴江崎下屋敷八三〇坪を拝領したと記す。また寛政十一年(一七九九)十一月三日にこの別荘を訪れた九代藩主斉宣は「領海亭」の号を付している。安政四年(一八五七)には下屋敷内へ鉄砲場の設置が認められている。

(85) 『追録』四の一六六〇・一六六二号。

(86) 『追録』四の二〇二七・二〇二八号。

(87) 勝浦山屋敷。吉野・坂元村の内惣廻三三町程度という(『追録』四の一七一八・一七二〇号)。

(88) 文化元年(一八〇四)一月一六日付記録奉行調書(『追録』七一八九七

七)九〇六の四号)。

(89) 『追録』六(一九七六)の二八〇三号。

(90) 『追録』四の二三〇四・一三〇八号。

(91) 久留島浩「牧士」(久留島浩編『近世の身分的周縁』5 支配を支える人々)、吉川弘文館、二〇〇〇)参照。

(92) 越前(重富)家は他にも、安永六年には鷹場として菱刈本城の荒田村などを保有している(『御支族系統調帳 重富』)。

(93) 封紙には「重富高牧野御馬毛附并御牧地面御引渡覚書巻通」と上書される。本文書は、引渡し終了後の二三日に、御馬方伊集院半五右衛門が越前(重富)家役人町田七右衛門に渡したもの。

(94) 『追録』四の一三二三号。

(95) 『追録』四の一三六五・一三六六・一三六九号。なお山沢盛香による判物の添書「重富御一所領御給之御判物相付候一巻帳」(楠)には、島津維豊宛行状(判物)の江戸発送(二九日)と到着(一〇月二六日)、壮之助が幼稚故に、吉貴の意向に基づき、於須磨のご機嫌伺の形で、下屋敷内の普請のため鼓川屋敷に滞在中の於須磨・壮之助のもとに久典(貴備)が赴き判物を渡したこと(一八日)、磯の吉貴への判物披露やその後の保管について、元文四年一〇月二〇日まで具体的に記され、後年確認のため記述したとの同五年一〇月付の奥書がある。

(96) 『追録』四の一三六八号。後述の「重富江役々罷移候節引渡方ニ付而之書付」がこれに当たるものか。

(97) 封紙には「一所之地重富之儀始羅郡被相付候仰渡御本書写」通を「御由緒箱」に入れ「御一所領御給一巻之書付」と一緒に保管の旨が上書されている。

(98) 始良町歴史民俗資料館所蔵。軸は(縦)155.6 cm(横)160.0 cm、本紙は(縦)103.0 cm、(横)154.0 cm。

(99) 国立歴史民俗博物館所蔵「越前島津家文書」近世分中。

(100) 『追録』四の二四二〇号。

(101) 寛政六年(一七九四)二月八日付異国方心得仰渡(楠)は、幕府巡見使への対応マニュアル作成の記録奉行(篠原善兵衛)と宗門改役(日置五郎太)が、家老市田勘解由教国(異国方掛)の指示で、脇元村方限と村高については幕府に提出した絵図・高辻帳記載の村高と齟齬しないように命じたもので、事前協議に基づく絵図も確認のため重富役人に渡された。この年、藩内海辺の村名の報告について幕府から求められていたことが、記録所の調査目録からわかる(拙稿「藩記録所の活動に関する一考察」『科研報告書』近世薩摩における大名文化の総合的研究』二二〇三)。この絵図(寛政六年重富郷脇元村方限絵図(楠)。異国方心得仰渡と本図を納める包紙には「寛政六年寅四月」の上書)には、思川河口に位置する脇元村の境界は墨線、道筋は朱線で記される。脇元町高札建所脇から平松村の府本(麓)への道筋は、村境栂山から府本溜池川の轟橋まで、轟橋から溜池川筋に沿って脇元村境まで、そして平松村飛地の山野方限が全て脇元村に属するという異国方心得仰渡の記述に従い記されている。越前(重富)島津家菩提寺紹隆寺も描かれている。

(102) 「岩剣社頭棟札并神前飾道具書出帳」(楠)によれば、同年一二月に実母郷田氏(於幾)が施主となり、忠紀の武運長久を祈願して鯛口一つを寄進している。

(103) 成瀬にあった三相院は宝暦九年に寺地が坂之上に移され、翌年紹隆寺の寺号を許された(『特別展図録 越前(重富)島津家の歴史』第一章第三節「越前島津家の菩提寺」)。

(104) 『追録』四の二〇一五号。

(105) 推定明和元年(一七六四)閏二月七日付(明院証文写(楠)所収)。

(106) 五味克夫「越前島津家系図・文書研究の一齣―本宗島津家による元文年間の播磨越前島津家調査について―」参照。

(107) 今和泉家の三次郎が「忠」字を拝領して「因幡忠卿」を名乗るのは寛延四年(一七五二)一〇月二日。

(108) 島津継豊一字状(『追録』四の一四五九、六一号)。

(109) 壮之助は当時七歳で、これは島津家で光久の元服(中剃)年齢九歳が嘉例とされたことと比してやや早い。

(110) 『追録』四の一四七四・一四七八号。この元服は吉貴の意向で「御同列之面元服とハ其格式相替」として次第と拝領・進上物などが記録奉行川上親央・町田俊雄により記録されている。

(111) 『追録』四の一四七五・一四八〇号。桐紋は、先に綱貴が花岡島津家祖・久備に与えたため、壮之助には桐の丸紋を与えたという。一方垂水家(貴備)には、延享元年一〇月付で牡丹紋の拝領が命じられた(『追録』四の二〇四九号)。

(112) 『追録』四の一四七六・一四八一号。ただ実際の越前(重富)島津二男家の成立と家号などの規制実施は遅い。一六代忠紀は明和三年(一七六六)六月五日に死去し、一七代忠救(明和元年九月生)が幼くして相続する。天明元年(一七八一)に垂水家(貴澄)の娘を娶り、同六年には嫡子忠寛(忠貫)、同八年には二男久倫が生まれた。前述のように寛政元年(一七八九)五月には、二男久倫の「島津」号が許可される。寛政六年二月一日付島津忠救口上寛・紋所絵形(楠)において、忠救は二男以下の紋所につき別紙絵形の通り定めたいと願い出、忠救の申請に対しては五月付の家老伊勢貞矩申渡

書(楠)において、「島津」を許可された二男の紋については別紙絵形【左図】の通り許可すること、豎筋の長さは横筋の半分とすること、「島津」を名乗らない二男以下については「御紋」(十文字紋)に似た紋の使用をしないように通達されている。この年正月二十五日、越前(重富)家二男以下の庶家は



「勝山」の号とされている。  
なお和泉(今和泉)家では、文化三年(一八〇六)年に二男以下は「和泉」とされる(『追録』七の八六四号)。

(113) 『追録』四の一四七七・一四九〇号。

(114) 『追録』四の一五四一・一五四二・一六六三・一六六四・一六五九・一七二五・一七一六・一四九二・一四九三号。

(115) 『追録』四の二〇六六・六八号。推定延享元年三月六日付四元次左衛門外三名連署書付(楠)には、家譜編集のため越前島津家相続関係の書状や家譜に記載さるべき書付、家臣名書や家格帳・重富絵図などが一括記録所に提出されることになり、忠紀の抱守衆(後に御附人)が連署し、済み次第返却を求めている。

(116) 『追録』七の一六一〇号。輔時室は前藩主斉宣の娘・於隣。後の普之進養父で越前(重富)家一九代忠公の姉。

(117) 『鹿兒島県史料 玉里島津家史料』(以下『玉里』)十(二〇〇二)、補輯文書九号。

(118) 『玉里』十、補輯文書一〇号。

(119) 忠公は文政九年正月、「兼而身弱ニ付御礼席御用捨、且私領御暇湯治御暇等不及願御免被仰付」とされている。家督相続したのが天保二年正月十五日

であった(島津家本「御支族系統調帳 重富」)。

(120) 『追録』七の二〇七七号。

(121) 『玉里』十、補輯文書一二号。

(122) 推定天保一〇年二月付重富家財政改革令達(『玉里』九(二〇〇〇)、追加五号)。

(123) 島津家本「御支族系統調帳 重富」。

(124) 芳即正「島津久光と明治維新」(新人物往來社、二〇〇二)。

(125) 例えば年賀に関わる寛保四年正月二十五日付近衛内前書状(『追録』四の九六三号)。

(126) 幕府老中からは、薩摩藩は二男以下は分地をせず陪臣としてきたことを理由に、二男以下へは松平称号の一件は沙汰に及ばず、と通知されている(『追録』四の一三三八・四四号)。

(127) 『追録』四の一四〇九・一八号。

(128) 『追録』四の一三九七号。

(129) 『追録』四の一四〇五号。重富の在名や仕之助の実名勘考の外に元文五年二月の浄光明寺新鐘銘も町田による(『追録』四の一四七二号)。

(130) 『追録』四の一四五四・一四五五号。

(131) なお藩内の元服について、二門元服の日は、旧は素袍であったものが吉貴代に幕府の礼に倣い長袴とされている(『追録』七の一〇二二・一〇二一・一〇一五号参照)。

(132) 正室は吉貴養女(光闡院)。島津綱貴妹と鳥居忠救の娘。

(133) 『追録』四の一三一八・一四九五・一四九六・一五二五・一八号。

(134) 『追録』四の一三四七・一三六二号。

(135) この後於幾は、寛保元年九月二十七日に忠紀が賜った、野屋敷(勝浦山)



に移ったと考えられる(註87参照)。

(136) 『追録』四の二二五二・二二五三・二二七〇号。

(137) 『追録』四の一五三八号。

(138) 『追録』四の一五六〇・一八四四・一八五四号。

(139) 『追録』四の一六〇五・一六三三・一六三九・一六五三・一五六号。

(140) 『追録』四の一七七四号。

(141) 『追録』四の一八三七号。

(142) 島津氏四代忠宗から分出した家の一つ。他に佐多・新納・北郷・樺山家がある。新名一仁「日向国人樺山氏の成立過程とその特質―室町期島津氏

「御一家」の出緒と家格」(『宮崎県地域史研究』二六、二〇〇三)参照。

(143) 『追録』四の一九九七・一九九八号。

(144) 『追録』四の九九九号。

(145) 『追録』四の二〇六二号。

(146) 『追録』四の二〇八四号。

(147) 『追録』五(一九七五)の九九二号。同時に「嶋津三次郎」「因幡」とされる(『追録』五の九九三三号)。

(148) 『追録』五の九九四・九九五号。

(149) 『追録』四の二二七〇号。「右系図於御記録所編集被仰付、古文書」巻相添被附與之畢」とある。

(150) 一例は前述の推定延享元年三月六日付四元次左衛門外三名通署書付である。また一〇月二日付の吉田清純書状(精)。吉田清純は元文三年一〇月二二日に記録方稽古、寛保元年一二月二日に記録方添役、宝暦五年正月一一日に記録奉行、明和四年八月九日使番転役、安永九年二月二九日死去、宇蘭(卑)は、家譜の下書に付札して返却するので、よく確認して糺して欲しいこ

と、自身は老眼で仕方なく他者に書き調べてもらったことを述べ、夏以来(家譜の編集が)延引したことを詫びる内容であるが、この事例は、必要に応じて藩の記録所職員に家譜の編集または内容の吟味が依頼されていたことを示している。また越前島津家に残された折紙の文書目録(黎明館寄託「重富島津家文書目録」)に記載された三三簡条の文書は、全て「越前島津家文書」近世分に含まれる。それは延享五年七月付の「淨国院(古貴)様より御遺物御掛物正文」から推定明和三年の「中屋敷と帳面相直候儀右同」までであり、この段階までの文書整理、或いは家譜編集継続のために記載されたものと思われる。

(151) 拙稿「小松」改号二件―近世称寝氏の系譜意識と島津古貴―。

(152) 『追録』四の二〇八〇号。

(153) 『追録』七の二七三四号。

(154) 久亮。寛政元年六月生、越前丸岡藩主有馬氏養子となる(有馬純)が、病により文政二年辞去。『追録』七の二六六二・二七一〇号、『島津氏正統系図(全)』(尚古集成館、一九八五)。

(155) 喜人の次は町田家だが「御直別」ではなく以下は全て「鹿流」のためとある。

(156) 御下近世初期に娘と共に人質として在府、娘は松平定行の後室となる。帰国後に宮之城島津家の久元室となるが、その知行は宮之城家と一体化しなかった。出生の久近が早世したため御下の知行は光久庶子久岑が相続し佐志を領す。本件に關しては別稿を予定。主な内容は平成一八年度黎明館学芸講座でも報告した。

(本館学芸専門員)

